

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所  
設置変更許可申請（標準応答スペクトル<sup>1</sup>の規制への取り入れ））
2. 日 時：令和5年7月5日 13時30分～16時05分  
16時15分～16時35分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、  
片桐主任安全審査官、藤原主任安全審査官、伊藤安全審査官※、  
小野安全審査官

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他7名

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

## 6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 震源を特定せず策定する地震動に係る原子炉設置変更  
許可申請 審査スケジュール（案）
- （2）東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請の概要（標準応答スペ  
クトルの規制への取り入れに伴う変更）（S-1（改0））（令和5年6月23  
日提出資料）
- （3）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規  
則等への適合性について（S-2-1（改0））（令和5年6月23日提出資料）
- （4）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規  
則等への適合性について 伊方発電所3号炉との比較表（S-2-1 比較（改  
0））（令和5年6月23日提出資料）
- （5）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変  
更許可申請への影響について（S-2-2（改0））（令和5年6月23日提出  
資料）

---

<sup>1</sup> 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

- (6) 東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請への影響について 伊方発電所3号炉との比較表(S-2-2 比較(改0)) (令和5年6月23日提出資料)
- (7) 東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書比較表(震源を特定せず策定する地震動)(本文五号, 添付書類八, 添付書類十)(S-2-3 (改0)) (令和5年6月23日提出資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、規制庁の尾野です。
0:00:03	それでは日本原子力発電株式会社東海第2発電所の震源を特定せず策定する地震動に関するヒアリングを開始したいと思います。説明をお願いします。
0:00:15	はい。日本減速材の村松でございます。本日のヒアリングの進め方について私の方からご説明させていただきたいと思います。
0:00:22	本日はプラント側の最初の審査、ヒアリングということで、最初に申請概要をご説明させていただきまして、そのあとに、解析せ、
0:00:31	規則への適合性と設置許可への影響、最後に今回補正させていただきましたので補正の概要といった流れでご説明させていただきまして最後のスケジュールということで、
0:00:41	最後、ご説明させていただきまして、
0:00:44	そういう流れで今回実施させていただきたいと思います。では担当の方からご説明させていただきます。
0:00:52	はい。日本原燃設備耐震グループの平井と平井でございますよろしくお願いたします。
0:00:59	説明に当たりましてまずちょっと資料の確認をさせていただきたいと思います。資料としましては、左上に記載します資料番号でいきますと、S-1ということでパワーポイントの申請概要を示した。
0:01:12	資料があります。
0:01:14	そのあとにですね、資料番号でいきますとS-2-1で改正規則等への適合性についての資料がございます。
0:01:25	そのあとにS-2-1の比較ということで先行の伊方発電所3号炉との比較表ということで資料を用意してございます。
0:01:34	その次にですね、番号がありますS-2-2ということで設置変更許可申請書への影響についてということで、
0:01:44	4室ございまして図の2-2の比較ということで、こちらもですね伊方発電所3号炉との比較表ということでつけてございます。
0:01:53	最後にですねS-3-3ということで設置変更許可申請書の比較表ということで、ご用意してございます。
0:02:02	資料説明についてはですね、S-1の申請概要の方からご説明させていただきたいとござ、思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:11	すいませんパワーポイント資料、
0:02:14	ページ番号がですね、右下の方に通し番号で記載してごさいます。
0:02:20	1ページめくっていただいてまず目次ですけれども、まずはじめにということで当間期間も開きましたのでこれまでの経緯を簡単にご説明させていただきます。
0:02:31	あと2ポツで標準応答スペクトルに基づく地震動の評価結果を
0:02:36	概略をご説明させていただきます。3ポツで申請概要。
0:02:40	4ポツでですね設置許可基準規則の要求事項と適合のための設計方針について
0:02:46	ご説明させていただきます。
0:02:48	ページめくっていただいて3ページですね、まずはじめにということで、
0:02:52	簡単にこれまでの経緯をご説明させていただきますと、2021年4月21日、1日に設置許可基準規則改正に伴いまして、
0:03:01	震源を特定せず策定する地震動のうち全国共通に考慮すべき地震動として標準応答スペクトルに基づく地震動の評価が規制に取り入れられたという。
0:03:11	ところで、このため東海第2発電所においてはですね評価した結果、一部の周期体において許可済みの基準地震動 $S_s$ を超過することが確認されたことから、
0:03:23	標準応答スペクトルに基づく基づき作成した地震動ということで $S_{32}$ をですね、基準地震動 $S_s$ に追加して、2021年6月25日に申請を行っております。
0:03:35	その後ですね、追加した $S_{32}$ についてはですね地震動の審査のコメント対応として、
0:03:42	正確に言いますと乱数位相を用いた模擬地震作成に関わる諸元としてですね地震規模をM6.9からM7.0に変更してごさいますので、
0:03:52	申請時から平成32号、見直しを行いまして、2022年6月10日の審査会合地震動に係る審査会合においてですね、概ね妥当の判断がなされてごさいます。
0:04:04	さらにですね、2023年4月7日にてですね地震動審査におけるすべてのコメントが、回答を完了したといった流れになっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:15	またですけれどもそれとは別々案件としてですね、2021年の12月22日に特定重大事故等対象施設ということの、
0:04:25	許可について許可処分がされたということで、最後状況を踏まえてですね、プラント関係及び地盤の斜面関係の審査に当たりまして、2023年6月23日に、
0:04:37	当初先生から以下の事故を、について一部補正を行っております。
0:04:42	補正内容としましてはですね、特重施設へのS A30年適合方針の追加。
0:04:47	とですね、(2)で先ほどご説明させていただきました通り審査実績の反映による基準地震動S s32の見直し後ですね、(3)としまして添付書類5と添付11-
0:05:00	見直した見直しということで実績反映をしております。
0:05:04	で、次のページ行っていただいて4ページ目ですね。
0:05:07	2ポツということで、こちら32の評価結果を簡単にご説明させていただきます。
0:05:13	上にですね、S s-D湾からずっと並びで記載しておりますけれども、S s-D湾からS31までの8%ありますけれどもこちら許可済みのS Sになっておりまして、
0:05:26	一番最後のS s32が今回標準応答スペクトルに基づき策定した地震動として追加したものに、でございます。下に図として、トリパタイトとして、各方向のですね、
0:05:37	重ね合わせを記載しておりますけれども、S30につきましてはちょうど紫色で示しているはK概説30になってございまして、
0:05:47	ゆり矢印で示してるところですね。
0:05:50	見ていただくとわかりますように、NS方向とイイダ分方向の水平方向に関しましてはですね、周期でいきますと約1秒から2秒のところ、
0:06:01	許可済みのS sを超過しているといったところです。
0:06:04	一方ですね、アップダウン方向につきましては、許可済みS s8%の中に包絡されているといったところになります。
0:06:12	次のページ行っていただいて、こちらがですね、時刻歴は形を示しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:18	こちら5ページ6ページに跨って記載してございますけれども、6ページ目の方にですね、S A S 32 のですね、時刻歴派遣を記載してございまして、
0:06:28	最大加速度加速度でいきますと水平方向829ガル、鉛直方向でいきますと199あるといったところです。
0:06:36	で、7ページ目ですね、基準地震動S sの最大加速度の比較をお示ししております。
0:06:43	こちら見ていただきますとわかりますように一番最後32につきましては、水平で829ガルで、アップダウン方向で499ガルということで、
0:06:54	許可済みの先生見ますと、S R S S 22 がですね最大で1000、
0:07:00	N-S方向で1009ガル。アップダウン方向で736ガルということで、許可済みの数に対して最大加速度で比較すると包絡されていると。
0:07:11	いった形になってございます。
0:07:14	次のページ、8ページ行っていただいて、こちらが申請概要になってございます。
0:07:19	こちら設置許可基準規則改正に伴いまして、平成32を追加し、関連する記載の一部を変更してございます。
0:07:27	表で示してございますけれども、左側で本文添付書類で変更概要につきましては、本文5ですね、本文5につきましては、標準スペクトルに基づき策定した
0:07:39	地震の増勢32の追加とですね、あと一部記載の適正化を行ってございます。
0:07:46	添付書類5につきましてはですね、実に技術的能力の記載ということで技術者数等の更新を
0:07:52	してございます。添付書類6につきましてはですね、S sの追加と記載の適正化、あとですね30に対する施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価の結果を、
0:08:04	追加及び記載の適正化を行ってございます。
0:08:08	添付書類8につきましてはですね、S sの追加と、移設追加に伴うですね、弾性設計用地震動S D 32 の追加の記載の適正化ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:18	あとですね、基準地震動 S 32 等 S D 30 の追加に伴いまして地震動を用いた評価要求のある条文に対しては、適合のための関吉尾記載してございます。
0:08:30	添付書類 10 につきましてはですね、S s 32 と、
0:08:34	の追加に伴う、グラフの追加とですねあと記載の適正化を行ってございます。
0:08:40	最後添付書類 11 につきましてはですね、品質管理体制、必要な体制の整備について記載してございます。
0:08:48	次ですね、9 ページ以降にですね、設置許可基準規則の要求事項と適合すのための設計方針を記載してございますけれども、
0:08:57	表を見ていただきますと左からですね、要求項目と要求事項と、設計方針、概要になりますけれども記載してございます。一番右に設計方針の変更有無ということで、
0:09:10	既許可申請書、いわゆる許可済みの S s の設計方針に対して今回、変更後のありなしを示してございます。
0:09:19	結論から申し上げますと許可の設計方針から変更はなくてですね、
0:09:26	今回 S s 数の追加に伴い関連する要求事項について適合条文を抽出して記載している形になってございます。中身の詳細につきましてはですねこの後審査資料の中で、詳細ご説明させていただきますので、
0:09:41	この場ではちょっと割愛させていただきたいと思います。
0:09:46	申請概要は簡単に申し上げましたけれども以上になります。
0:09:51	こういったご質問等ございましたらよろしくお願いいいたします。
0:09:59	はい規制庁の尾上それではここまでの範囲で一旦確認をさせていただきたいと思います。まず最初にちょっと私から確認させていただきたい。
0:10:09	ですけれども、
0:10:12	4 ページで確認なんですけれども、
0:10:18	今回の S s 32 っていうのは、あれですね 1 秒から 2 秒の周期で 11 秒から 2 秒の水平方向のところ、
0:10:29	は超過して、機器を
0:10:33	S s を超過してるんだけど他の場所はこれはもうどうあれですかねそれ以外の周期が超過してないってことでよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:40	日本原電の平井でございます。ご認識の通りでございます。
0:10:49	はい。規制庁の尾野です。わかりました。
0:10:55	ソフトで、あとごめんなさい、このパワーポイントの資料の中ですと7ページ確認させていただきたくて、
0:11:04	これちょっとまとめ資料の方でも出てたんですけども、もう単純にこの829っていうのに0.5かけると、499っていうのはちょっと小さくなっちゃうんだけどそれを小数点との関係でこうなってますっていう。
0:11:20	お話だったと思うんですけどこれってあれなんすかね。他のS sとかも同様のようなものがあるってことですか。
0:11:27	はい。日本原燃の平井でございます。既許可の方でもですねS sハッタの中でそういった記載がございます。そういった計算になりますので、はい、同様の整理でございます。
0:11:40	規制庁の3の方はわかりました。
0:11:44	ちょっとごめんなさい最後1点だけなんですけれども、
0:11:52	ごめんなさい最初の3ページのところの申請の概要のところ、
0:11:58	添付書類5添付書類11の見直しっていうのがあって、これはあれですかね一つ前のゆ有毒ガスの反映とあとは技術者の人数とかを少し変更。
0:12:10	しているっていう程度のものですよね。
0:12:15	現在のヒライでございますご認識の通りでございます。
0:12:18	はい、規制庁ですとりあえずこのパワーポイントについて私からは以上です他に、ありますか。
0:12:27	細かいのは多分今後確認していくので、今、回答できる範囲で教えてください8ページに書いてある、この申請の概要のところ、
0:12:38	今回の基準地震動の追加については、特にこれから確認なんですけど、記載の適正化って表現されてるところで、
0:12:47	これ中身のうち、
0:12:50	全く関係ないやつを含んでないですよっていう確認だけです。
0:12:55	あんまり今回の申請と関係ないんだけど、
0:12:58	何か気がついたので直しましたとかそういうのはないですよっていう質問なんですけど。
0:13:06	現在の次第でございます。記載の適正化の中身としましてはですね、設置許可基準規則の改正で、一部記載の適正化しているもの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	もあったりするのでそういったものの反映、最新版の設置許可基準規則に則って反映しているものもありますし、
0:13:22	社内の記載ルールの中で少し記載の適正化を見直しをしているところはございます。
0:13:33	私ちょっと確認したかったのは記載の適正化で社内のルールでウダを直してるナカオクそういうのもあるでしょうってことなんですけど。
0:13:41	今回、事業者としては記載の適正化っていう意図で書かれていても、
0:13:47	本文の変更になるような記載の適正化をされてしまうと、それは記載の適正化と呼ばないので、その場合のここ、本文5、5号から…。
0:13:59	8、
0:14:00	添6、
0:14:01	ところにそれぞれテンジュウかな、それぞれ記載の適正化って書かれてるところが、
0:14:07	本当の意味での記載の適正化かどうかの確認は、してしてますよねっていうだけなんです。要は意図が変わるような変更はしてないですよっていう確認です。
0:14:18	日本原燃平井でございます。そういった設計方針が変わるような、そういった記載の適正化はしてございません。
0:14:26	はい、わかりました。とりあえず今回この中身、説明していく段階で適した場所についてはすべて説明いただければと思います。私から以上です。
0:14:46	日本原電の平井でございますご認識の通り、そういった感じを、
0:14:50	例えば例で申し上げますと都丸というのが、漢字からひらがなに変わったりとかですねそういった設計方針に影響あるような内容ではございません。
0:15:03	以上です。
0:15:06	力発電の神谷です。
0:15:08	資料準備してございまして、S-2-3っていう資料で、当初の申請とあと60の、
0:15:17	申請と今夏飯野補正後っていうことでの三つの3連比較でお示ししておりますので、こちらを

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:25	説明させていただくことで、ご理解いただけるのかなと思います。
0:15:30	はいわかりました。はい。私は以上です。
0:15:41	はい。規制庁の尾野です。伊藤さん何かありますか。
0:15:46	パワーポイントで。
0:15:49	はい。規制庁の伊藤です。ちょっと1点だけよろしいですかね。
0:15:54	パワポ資料の説明の中で、
0:15:58	4ページ。
0:16:00	4ページのスペクトルの説明の中で1秒の周期体で一部、水平方向を超過してます、加速度超過してますっていう話あったと思うんですけど、その話って、
0:16:10	今、スペクトルが乗っかってるだけで、パワーポイントには特に書いてないんですけど、これで、
0:16:17	書かなくていいんですかっていう言い方とか書いてたような気がしますけども、
0:16:33	日本原電の平井でございます。こちらあくまでちょっと申請概要の資料でございまして今後審査会合に向けてパワーポイントは、別で修正させていただきますので、
0:16:44	その際にですねそういった内容も含めてちょっと記載させていただきたいと考えてございます。以上です。
0:16:54	規制庁の伊藤です。
0:16:58	すいませんその記載す。
0:17:01	今後っていうのは、最初の会合、
0:17:05	ではなくて、
0:17:06	ていう、すいません、どこで説明されるのかなっていうのがあったんですけど。
0:17:11	ちょっともう1回聞かせてもらってもいいですか。
0:17:21	はい。日本原燃の村松です。先ほどのご質問ですけれども本日でですね最後の方に審査スケジュールを説明いたしますのでそこでもご説明させていただきますけども、
0:17:32	今回申請概要ということで、6、7月5日に実施しております、この後ですね、7月の
0:17:40	8月1日に、ヒアリングの際に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:44	ヒアリングです。論点とかですねそれを盛り込んだ、審査会合の資料を作り込みますので、その際にですねそういった点も反映して、ご説明したいと思っております。以上です。
0:17:59	はいわかりましたとりあえずは私から以上です。
0:18:04	規制庁ちゃいます。一応今、今日説明あったこの申請概要というのは、ハザードのプラントも含めて全体を説明するものであって、ちょっともう、今日なんか机上配付されてる。
0:18:16	審査スケジュールの資料を別途とってこれイトウの方だと手元にはないので、こちらの方だと審査会合資料っていうのは、7月にはまだ後の方で出てくる。だから今日の確認踏まえて、会合資料が、
0:18:27	今後2回、予定されてるんでその中で伊方のさっき伊藤が言った言い方の内容も含まれて、反映されてるといいうそういう理解でよろしいですか。
0:18:37	原電の神谷ですそのご理解で問題ございません。ありがとうございます。
0:18:48	はい。規制庁のオノですそれでは、続きの説明をお願いします。
0:18:53	はい。日本原電の平井でございます。では引き続きご説明させていただきます。
0:18:59	資料の方はですね、図の2-1ということで
0:19:06	改正基準等への適合性についてという資料をご説明させていただきたいと思えます。
0:19:11	ページめくっていただいてですね。
0:19:14	まず目次の方ですね、簡単にご説明させていただきます。まずはじめにということで、
0:19:20	この本資料の位置付けを説明した後にですね、2ポツ0改正基準等への適合性についてということで、
0:19:28	まず改正基準等についての追加された事項を整理してございます。2の2ポツですね、改正基準等への適合性について申請書にどういった反映をしているかということをご説明させていただきます。
0:19:42	2、2-3 ですね、変更申請に係る規則への適合性ということで、適合条文の抽出についての整理結果をご説明させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:52	最後にですね、2-4 ですね、技術的能力への適合性についてご説明させていただきます。添付資料つきましてはですね、そちらを補足数、この内容を補足する形でですね添付資料 1 としまして、
0:20:05	標準応答スペクトル規制への取り入れに伴う条文の整理表、
0:20:08	あと添付書類、添付資料 2 としまして、許可申請書の設計方針、添付資料 3 としまして技術的能力に関わる整理表をつけてございます。
0:20:20	まずすいません、ページめくっていただいてすいません。右下に通し番号で記載してますのでそちらを読み上げます。
0:20:28	3 ページですね、はじめにということで、設置許可基準規則の改正に伴いまして平成 32 を追加しましたと。本資料では S s 32 追加に対する設計方針及び基準適合性について説明するものであると。
0:20:42	ところで、次のページ I I いただいて 4 ページですね。
0:20:46	一方 I I 改正基準への適合性についてということで 2-1 ですね、改正基準等において追加された事項ということで、令和 3 年 4 月 21 日に設置許可基準規則が改正されましたので、その内容ですね。
0:21:00	下の第 2.1 表、間瀬地区の基準規則第 4 条の解釈別記 2 のところですけれども、そちらを整理してございます。変更箇所につきましてはですね下線を引いて
0:21:12	内容を整理してございまして、こちらについてはですね、割愛させていただきます。
0:21:18	次 4 ページ行っていただいてですね、2-2 改正基準との適合性ということで、まず 2-2-1 ということで標準応答スペクトルに関わる事項。
0:21:28	を整理してございます。設置許可基準規則の解釈においてですね、震源を特定せず作成する地震動のうち、全国共通
0:21:38	に考慮すべき地震動について標準応答スペクトルを考慮することが追加要求されたといったところでですね。
0:21:45	それを踏まえてですね基準地震動の審査ガイドに参照して、以下、(1) から (3) の事故を検討した上で S s 32 を追加して、
0:21:56	基準地震動 S s による地震力に考慮する旨の内容をですね、設置変更期間申請書の本文及び添付書類に追加して、解析規則等に適合していると判断していると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:08	ところです。審査会後に
0:22:12	基づきましてですね、下に (1) から (3) の内容を整理してございます。
0:22:17	まず (1) ですけれども、標準応答スペクトルはですね、S 波速度 2200 メートルの $i_s$ 以上の地震基盤相当面で定義されているため、標準応答チェックにてこうする模擬地震はを作成し、
0:22:29	地震動評価により、解放基盤まで引き上げてですね、32 を設定してございます。
0:22:36	過去にですね、解放基盤表面で設定した標準応答スペクトルに基づき策定した地震動をですね、一部周期体で基準地震動 $S_s - D$ 湾の応答スペクトルを、
0:22:47	上回ることから $S_s 3$ 人として選定して追加してございます。 (3) ですね、平成 30 年の模擬地震についてはですねそれぞれ応答スペクトルのに適合する周波数複数、
0:22:59	振幅特性に対してですね異なる位相特性を用いた複数の方法により検討を行った上で、今回一応乱数の位相をもつ正弦版の重ね合わせによって作成した模擬地震を採用してございます。
0:23:10	以上をもちましてですね 30 人を追加しているといったところです。
0:23:15	2 ポツ 2 歩 I I あ、2 ポツ 2 ポツ 2 ですけれどもこちらの弾性設計用地震動に関わる事項として整理してございます。
0:23:24	ですね、設置許可基準規則の解釈に関わる弾性設計用地震動 $S_D$ についてはですね、添付書類 8 の方で、
0:23:33	の動的地震力においてですね、弾性設計用地震動 $S_D$ は基準地震動 $S_s$ との応答スペクトルの比率が目安として 0.5 を下回らないように基準地震動 $S_s$ に係数 0.5 を乗じて設定すると記載してございます。
0:23:48	この係数 0.5 はですね、工学的判断により、旧耐震設計指針、審査指針で定めているエスワン。
0:23:57	基準地震動 $S$ ワンの応答スペクトルを概ね下回らないように、基準地震動 $S_s - D$ 案を 0.5 倍することで、弾性設計用地震動 $S_d - D$ 案を
0:24:07	作成しているものであり、またですね、基準地震動 $S_s - D$ 案以外の基準地震動 $S_s$ についても同様の係数 0.5 を乗じて、弾性設計用地震動 $S_D$ を作成してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:18	従ってですね今回標準応答スペクトルを考慮した基準地震動 S <sub>s</sub> 32 を追加したとしてもですね係数 0.5 の設定の考え方に変更はないため、
0:24:28	S D はですね S <sub>s</sub> との応答スペクトルの比率が目安として A 点を下回らないように、基準地震動 S <sub>s</sub> に係数 0.5 を乗じ設定するという
0:24:39	基本設計方針は、令和 5 年 1 月 25 日付、これゆ有毒ガスの最新の設置許可ですけれども、その許可を受けた内容から変更はなくてですね。
0:24:50	基本設計方針通りに、S D 32 を添付書類 8 に追加して申請を実施してございます。
0:24:58	なおお降ですけれども、清知久がへ変更、すいません設置変更許可申請書においてですね、基準地震動 S <sub>s</sub> と弾性石油地震動 S D の最大加速度はですね小数点以下、
0:25:12	値を社保入手し、整数値として表記しているんですけども、整数値とした場合ですね、S D 32 の最大加速度がですね社外の関係から、
0:25:24	平成 30 に対して 0.5 を下回る表記となる場合もあるということで、次のページ行っていただいて 8 ページですね、表の方で第 2-2-1 表と第 2-2-1。
0:25:36	200、第 2-2-2 表を示してございますけれども、
0:25:41	具体的に申し上げますとアップダウン方向が 499 に対して 32 が 499 に対して、ツジ 32 が 249 ということで数値で示すとですね。
0:25:53	定点を下回ってございますけれども、
0:25:56	実際地震応答解析に適用する最大加速度についてはですね、小数点以下の有効桁。
0:26:02	で解析を行ってございますので、同表にですね、括弧書きで記載してございます。小数点まで確認するとですね、0.55 ということは、
0:26:15	確認できると考えてございます。こちらについてはですね既許可の方でも同様の整理をしてご説明して許可をいただいているといった形でございます。
0:26:27	で、えっとですね、上記に関わる事項をですね、本文添付書類の記載箇所については以下の通りであるということで、本文と添付書類で、今回、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:38	S s 32 と S D 32 に関わるところをですね、目次として記載してございます。これはですね網羅的に記載してございますので、添付書類 6、添付書類 8、添付書類 10 と、
0:26:50	形で整理してございます。
0:26:53	次のページ 10 ページ以降はですね、こちらがですねプラント側審査においてはですね今回本文 5 号と添付書類 8、
0:27:01	添付書類 10 になってございますので、そちらのですね、設置許可し、設置変更許可申請書の記載の抜粋をですね、記載してございまして、
0:27:12	本文中で河成し、引いてある部分につきましては今回変更したところになってございます。
0:27:18	詳しい内容につきましてはですね、この後ご説明する審査資料の方でですね、変更箇所を整理してございますので、そちらの方でご説明するというので今回、この内容については割愛させていただきたいと考えてございます。
0:27:34	ページ飛んで、ですね。
0:27:42	すみません、ページ飛んでですね通し番号でいきますと 34 ページをお願いいたします。
0:27:50	こちらはですね 2.3 ということで、変更申請に係る規則への適合性ということで、適用条文の抽出の考え方を整理してございます。
0:28:01	本申請においてはですね、清地区は基準規則の改正に伴いまして、生産 12 を追加し、
0:28:08	S 30 に対する施設等への耐震の基本設計方針に反映することを目的としていると。
0:28:15	このため、既存設備に変更はなくてですねそれらの運用の変更を伴わないと。
0:28:22	またですね 3 条の追加を考慮した場合でも基準地震動 S s または弾性設計用地震動 S D による地震力で設計するという耐震の基本設計方針はですね、
0:28:33	令和 5 年 1 月 25 日付の最新の設置許可の受け、設置許可を受けた内容から、変更はないということを前提におきまして、上記を踏まえてですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:43	基準適合性の確認が必要な条文、以下適合条文と言いますけれども、ダイス 2-3 図に示す適合条文抽出フローに沿って抽出してございます。
0:28:54	また、整理した結果を添付資料 1 に示してございます。
0:29:01	木戸常務フローがですね次のページの 35 ページに記載してございます。
0:29:07	フロー、すいませんフローのご説明させていただきますとですね、まず知久条文がありまして、耐震設計に関わる条文化、イエスノーで整理してございます。
0:29:18	につきすいません、イエスにつきましてはですね、もう結果から申し上げますと※1 で示します通り、三条、
0:29:28	3、三条四条と 38 条と 39 条。
0:29:33	につきまして、地盤と地震に関する条文ですね、は耐震設計に関わる条文として適合条文で抽出してございます。
0:29:42	それ以外につきましてはですね、今申し上げました通り 34 条、38 条 39 条要求以外で、基準地震動 $S_s$ を用いた評価方針を示している条文、
0:29:52	イエスノーで抽出してございます。
0:29:55	こちら、結論から申し上げますと※2 で整理してございます通り、8 条の火災救助の溢水、
0:30:02	41 条の SA の火災ですね、42 条の 60、43 条の SA、あと 57 条の電源設備、あと 61 条の緊急時対策所が抽出してございます。
0:30:17	ですねちょっと本文戻っていただいて 34 ページですね、今申し上げた内容をですね、言葉で
0:30:25	記載してございますけれども、変更申請に係る規則への適合性を整理した結果、添付資料 1 に示す適用条文についてはですね、341089 条 38 条 39 条、
0:30:37	41 条から 43 条 57 条 61 条。
0:30:41	であると、これらのうち 34 条と 3839 条については、基準地震動 $S_s$ 及び弾性設計地震動 $S_D$ に対して、施設等の健全性を要求する耐震設計に係る条文であることから、
0:30:53	適用条文として抽出してございます。
0:30:55	その他の条文につきましてはですね、3 条、4838 の 39 条要求以外で、基準地震動 $S_s$ による地震力に対して耐震性を確認する方針としていることから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:31:07	適合条文として抽出してございます。
0:31:11	なおですね、抽出した適用条文については、前段で述べた通り、既許可申請書から設計方針に変更はなく、本申請の添付書類 8、1.9 の
0:31:22	安全設計の防止にはですね、既許可申請書の基準地震動 $S_s$ または弾性設計用地震の $S_D$ に関わる事項の記載とし、
0:31:30	具体、具体的な記載内容については、添付資料 2 に示すといった整理をしてございます。
0:31:38	全体の適合条文の修正の考え方については以上になりまして、具体的な内容を添付資料の方でちょっとご説明させていただきたいと考えてございます。
0:31:48	まず添付資料 1 ですがけれども通し番号でいきます 37 ページをお願いいたします。
0:31:54	こちらはですね標準応答スペクトル規制への取り入れに伴う条文の整理表ということで整理してございます。
0:32:00	左側です。左側からですね、設置許可基準規則の条文で適合条文の要否をマルバツで判定して備考欄に理由を記載してございます。
0:32:11	適用条文と抽出しているものについては青色でハッチングした状態になってございます。まず見ていただいて 34 条はですね耐震設計に関わる条文ということで、
0:32:22	今回適合常務として抽出してございます。
0:32:26	ポイントとして申し上げますと第 7 条ですね。
0:32:31	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に関しましては、
0:32:36	こちらはですね施設全般にか関係するということで、基本的に過去のバックフィット案件においてもですね、適合情報として収集するっていう、
0:32:47	考えがあるかとござあるかと思いますが、今回適合情報の抽出の間がでいきますと耐震設計に関わる条文ではないので、バツとしてございます。
0:32:58	次のページ行っていただいて、
0:33:01	こちら、第 8 条ですね火災による損傷の防止ということで、
0:33:06	こちらの抽出の考えとしましてはですね第 4 条要求以外で将火災感知器設備及び消火設備はですね、基準地震動 $S_s$ による地震力に対して耐震性を要求している。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:17	ためですね、適用情報として抽出してございます。
0:33:21	第9条の溢水の条文ですね、こちらですね、第4条要求以外で水源として設定していない、耐震BCクラスの機器についてはですね、
0:33:31	基準地震動 $S_s$ による地震力に対して耐震性を要求、
0:33:34	耐震性の要求を示している、タイマー適用条文としてございます。どちらの条文もですね、許可の設計方針を変更するものではない。
0:33:45	整理です。
0:33:46	で、その他、第11条の安全避難通路等につきましてはですね、先ほどの第7条と同様で、施設全般に関係する条文として、
0:33:57	拾われると考えられますけれども、適用条文の抽出フローに考え、適用条文抽出の考え方に基づいてですね、今回は適用常務ではないという整理をしてございます。
0:34:09	めくっていただいてですね、通し番号41ページをお願いいたします。
0:34:17	こちらからですねSA条文に入っていくところですがけれども、
0:34:21	ポイントとして第37条ですね、重大事故等の拡大の防止等っていうところで、こちらについてはですね地震PRA。
0:34:33	に関わる事故シーケンス数、PRA、ごめんなさい、PRA全般に係る事故シーケンスの要求事項になりますけれども、今回備考欄に記載してます通りですね整数追加による地震PRAに、
0:34:47	用いる地震ハザード評価に並行変更はなくですね、
0:34:51	個別プラント評価による事故シーケンスグループの抽出の結果に影響を与えない。
0:34:56	こと、またですね、機能設備に変更はなくそれらの運用の変更伴わないことから、
0:35:02	適合条文ではないというふうに判断してございます。
0:35:06	その下38条につきましてはSAの地盤になりますけれどもこちら浅井耐震設計に関わる条文ですので適合条文として抽出してございます。
0:35:16	次のページ、42ページ行っていただいてこちら第39条は、地震による条文になりますけれども、こちらの最新設計に係る条文等で適用条文として抽出してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:28	その内、第 41 条ですね、こちら火災、S A の火災による部分ですけども、こちらですね、第 8 条の D B の火災と同様ですね、
0:35:38	第 39 条要求以外で S s による地震力に対して耐震性の要求があるので、記載してございます。
0:35:46	その下、第 42 条の特重に関する条文ですけども、こちらですね第 39 条要求以外で、特重
0:35:56	特定重大事故等対象施設を構成する設備はですね、地震による火災溢水等により他の設備の悪影響防止の観点から、基準地震動 S s による地震力に対して耐震性の要求があるので、
0:36:08	適合条文として抽出してございます。
0:36:12	そうした第 43 条ですね。
0:36:15	こちら清野条文にありますけれどもこちらですね 349 条要求以外ですね、重大事故等対象施設は地震による火災スイトウにより他の設備の悪影響防止の観点から、
0:36:26	必要。またですね、こちらに関しましては、可搬型重大事故等対処設備及びアクセスルートの確保は、第 39 条要求以外で、基準地震動 S s による地震力に対して耐震性を要求する要求を示している。
0:36:41	条文ですので適合情報として抽出してございます。
0:36:46	次のページ行っていただいて 43 ページですね、第 57 条電源設備ですけども、こちらはですね第 39 条要求以外で蓄電池の 3 系統目、第 3 バッテリーですね。
0:36:58	基準地震動 S s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれる恐れがないことに加え、
0:37:06	こちらですね弾性設計用地震動 S D による地震力または静的地震力、いずれか大きい方の尽力に対して、耐震性の要求を示しているため、適合条文として抽出してございます。
0:37:19	次のページ 44 ページ行っていただいて、第 61 条の緊急時対策所ですね、こちらですね第 39 条要求以外で、緊急時対策所はですね、基準地震動 S s による地震力に対して耐震性の要求を示しているので、
0:37:34	適合条文として抽出してございます。
0:37:37	以上はですね、条文の整理をした結果でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:41	次のページ 45 ページからですね、添付資料 2 ということで、既許可申請書の設計方針を記載してございます。
0:37:51	基本的にですね、許可申請書ですから、許可済みの S s の設計方針に対して今回、追加の数がどういった設計方針かということを整理してございますけれども、
0:38:04	まず第 3 条地盤につきましてはですね、耐震設計に関わる条文ですので、
0:38:10	既許可の申請書の設計方針を網羅的にすべて記載してございます。
0:38:15	その下第 4 条の地震による地震の条文につきましてもですね、耐震設計に関わる地震です。条文ですので、
0:38:24	既許可の設計方針を網羅的にすべて記載してございます。
0:38:30	めくっていただいて、46 ページが第 4 条の続きになってございまして、47 ページをお願いいたします。
0:38:37	下の方ですね、第 8 条火災による損傷の防止につきましては、
0:38:43	地震に関わる、
0:38:45	設計方針を示しているところをですね基本申請書の中で、
0:38:51	地震に関わるところをですね、抜粋して記載してございます。
0:38:57	次のページ行っていただいて、48 ページですね。
0:39:00	第 9 条溢水 2 の条文ですねこちらですね許可申請書の設計方針、
0:39:05	を記載し、その網羅的に記載してございます。
0:39:10	その下 38 条の S A の地盤につきましても、許可申請書の設計方針を網羅的に記載してございます。
0:39:17	次 49 ページが 38 の続きですね。
0:39:21	めくっていただいて 50 ページですけれどもこちら、第 39 条の以西の地震に関わる条文でございましてけれども、
0:39:29	こちらはですね、一部機密事項を含みますので、今回は割愛させていただきます。
0:39:36	次、めくっていただいてですね、52 ページ。
0:39:41	ですけれども、こちら第 41 条、こちら S A の火災に対する条文ですけれども、こちらですね D B の八条と同様にですね、旧加納氏、申請書の設計方針のうちですね実施に関わるところを抜粋して記載してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:55	42条、特重のところですがけれども、こちら悪影響の防止に関わる ところを
0:40:02	抜粋してですね、記載し、汗許可申請書の設計方針のうち、経験 に係るところを抜粋して記載してございます。
0:40:09	その下第43条、SAの条文ですがけれども、
0:40:13	小チラーのですね、期末第1項第5号についてはですね、先ほど と同様、戸部同様ですね、SAに対する悪影響防止のところ、
0:40:25	抜粋して記載してございます。
0:40:28	第3項第3号についてですがけれども、こちらはですね、加賀田設 備に対してですね接続孔を複数の場所に、
0:40:39	間瀬設けるという要求ですがけれどもこちらの中で許可の設計方針 の中でそこに対して、耐震設計を
0:40:47	の方針をですね記載してございますのでそちらの方を網羅的に記 載してございます。
0:40:53	次のページっていただいて53条ですね、あ、すみません、53ペ ージですね。
0:41:00	こちらの第43条の続きになりますけれども、第5項でですねこち ら、
0:41:05	第3項第5号についてはですね、
0:41:08	可搬型重大事故防止設備に関する耐震設計方針ですがけれども、こ ちらは39条要求以外の部分ですので考えた設備については網羅的 に
0:41:20	許可の設計方針を記載してございます。
0:41:23	第3項第6号についてですがけれども、こちらアクセスルートの確 保に関する積を市になりますけれども、こちら第39、すみませ ん39条以外でアクセスルートに関しては、
0:41:38	成績の維持がございましたので網羅的に記載してございます。
0:41:43	次のページ54ページ行っていただいてこちら57条の電源設備で すけれども、
0:41:50	こちらは第3バッテリーに関わる耐震設計の方針につきまして許 可申請書の設計方針を記載してございます。
0:41:59	その下第61条の緊急時対策所につきましてですね、機は、
0:42:04	既許可申請書の設計方針のうちですね、基準地震動S <sub>s</sub> に関わる 耐震設計を示している記載内容を、
0:42:14	抜粋して記載してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:17	許可申請書の設計方針の記載については以上になります。
0:42:24	すいません本文戻っていただいて通し番号 36 ページをお願いいたします。
0:42:31	こちら、2 ポツ 4 ですけれどもこれは技術的能力への適合性について整理してございます。
0:42:39	技術的、
0:42:41	こちら技術的能力に関する審査基準ここで言うとは S A 技術的能力の審査基準。
0:42:48	の関係項目を整理した結果を添付資料 3 に示してございます。
0:42:53	結論から申し上げますと今回申請の関係項目につきましてはですね、正次席能力の審査基準の 1.0 共通事故及び、2.2、特定重大事故等対象施設の機能を維持するための体制の整備、
0:43:07	やはり、本項目のうちアクセスルートの確保及び不感場所の要求事項は、きが申請書の本文 15 において、耐震性に関する記載があるが、
0:43:17	基準地震動 $S_s$ の追加によりそれらの設計方針に変更はないことから、真木から設置、すいません、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないと。
0:43:28	なお、その他の関係項目についてはですね主に手順等の整備について記載しており、標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る本申請において、機能設備に変更がないことから、
0:43:39	経費設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないという整理をしてございます。
0:43:45	添付資料 3 がですね、通し番号でいきますと、
0:43:53	55 ページ。
0:43:54	に記載してございます。
0:43:58	こちらの表がですね、左側からですね、要求事項と、すいません要求項目と要求事項で関係要否で備考欄で理由を記載してございます。
0:44:11	よく項目につきましては S A の技術的能力の審査基準に基づいて記載してございまして、今回でいきますと、(1) の重大事故等対処設備に関わる要求事項のうちですね、
0:44:24	アクセスルートの確保と、あと (2) 復旧作業に係る要求事項のうち 2、保管場所とアクセスルートの確保に関しまして、
0:44:34	備考欄に記載してありますが、清川申請書の本文 10 号の方ですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:41	耐震に関わる設計方針を記載してございますので、関係と関係用地として、0に整理してございます。
0:44:51	先ほど申しあげました通り、期間の申請内容から変更があるものではないので、許可の設営、適合性確認、
0:45:00	から影響はないという話でございます。
0:45:03	ページめくっていただきますと、56ページはですね、都築で内容が記載してございまして、
0:45:10	57ページからですね、各手順についての要求事項に対して記載してございますけれども、先ほど申しあげました通り既存設備に変更がなく、それらの運用に変更を伴わないので、
0:45:23	手順等に関わる場所はですね、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないということで整理してございませ
0:45:33	めくっていただいて、そうですね、58ページ59ページも同様です。
0:45:39	最後60ページですけれども、こちら、2ポツ2で特定重大事故等対象施設の機能を維持するための体制の整備ということで、
0:45:50	本項目のうちですね、アクセスルートの確保の事項については、許可申請書の本文10号について、1.0共通事故に準拠することとしていると。
0:46:00	ということなので、今回、関係用地として様で丸をしてございませ
0:46:06	ただですね先ほど申しあげた通り、設備の追加運用が変わらないので、基準適合性確認結果に影響を与えるものではないという形で整理してございます。
0:46:18	本資料の説明としては以上になります。
0:46:22	すいません質疑に入る前にですね、
0:46:27	そのあとのS-2-1の比較ということで伊方発電所3号炉との比較表を先にですねちょっと簡単にご説明させていただきたいと思
0:46:44	内容。
0:46:50	こちらの資料につきましては先行の伊方発電所3号炉との差分だけを簡単にちょっとご説明させていただきたいと考えてございま
0:46:58	ページめくっていただいて1ページですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:03	すいません、まず資料の構成からいきますと、左側にですね、各発電所3号炉の審査資料を記載してございまして、右側に東海第2の今ご説明した審査資料の内容を記載してございます。
0:47:17	左上にですね、色分けの凡例を書いてございますけれども、赤字がですね、設計方針の相違を示したものでございます。
0:47:29	青字がですね、記載箇所または記載内容の相違ということで、木曾関法人に変更はないですけれども記載方針の相違で、変わるところで緑がですね、記載表現の相違ということで、実質そういう話ということで整理してございます。
0:47:46	基本的にはですね赤字の設計方針の相違を簡単にちょっとご説明させていただきたいと思えます。
0:47:58	すみません、ページめくっていただいて5ページ、お願いいたします。
0:48:07	記載のナカ五郎ですね赤字で示してございますけれども、審査ガイドを踏まえてですね、設定の方法に関して、標準応答スペクトルはですねS波速度2200メートル毎S以上、
0:48:21	この地震基盤相当面において定義されており等にであれば、解放基盤表面まで引き上げて整理してございますけれども、伊方に関しましてはもう地震基盤相当面が介護基盤表相当面に相当しますので、
0:48:36	その違いを整理してございます。
0:48:39	その下の弾性設計地震動に関わる事項として、係数ですね。
0:48:45	投入であれば0.5ですけれども、伊方が0.53ということで、これは係数の設計の方針の相違で整理してございます。
0:48:54	次のページ6ページ行っていただいて、東リの方はですね、先ほど申し上げました通り、整数値、
0:49:01	整理した場合に0点を下回る表記になるんですけども、使用等解析に用いる有効桁で見ればですね、0.5以上であることを確認したということで、
0:49:11	整理してございます。
0:49:15	7ページめくっていただいて、
0:49:22	赤字のところだけを、
0:49:31	そうですね、主要なところでいきますと、
0:49:35	失礼しました。11ページ、お願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:49:43	7 ページでいきますと、適合条文の抽出の考え方に相違がございます、
0:49:49	東井の場合はですね、先ほど申し上げました通りで、適用上部の抽出フローに従いまして
0:49:56	整理して、申請書に記載してございますけれども、以下たに関しましては、第4条第3項の基準地震動 $S_s$ に関わる条項、
0:50:06	のみを記載してですね、それ以外はですね、審査資料の方で関係条文として整理されていると、いうふうに理解してございます。
0:50:21	それについては以上。
0:50:23	すいません主な相違については以上になります。
0:50:37	失礼しました。7 ページの方ですね。すいません。7 ページ。
0:50:44	お願いいたしますこちらがですね、キリン地震動 $S_S$ 追加に伴いまして申請書への反映箇所になってございますけれども、等々2の方ですね、
0:50:54	添付書類10の追放の2-1の地震PRAの方ですね、一応ハザードスペクトルと震源を特定せず策定する地震動の
0:51:04	比較の図を載せてございますので、今回ですね、追加してございますけれども、伊方の方ではですね、そういった震源を特定せず作成する地震動との比較は載せてないので、
0:51:17	そこは相違になってございます。
0:51:20	失礼しました主な相違については以上でございます。
0:51:26	はい、規制庁のそれでは確認に入りたいと思いますちょっとまず私から何点かだけなんですけれども、
0:51:33	先ほどご説明いただいた6ページの、
0:51:38	この小数点の切り方なんですけれども、
0:51:43	既許可ですすでに同じような、次、
0:51:46	地震動でSD作る時にこういった整理してあるのであればちょっとそれをちょっと合わせて、ちょっと例示として書いていただきたいのと、
0:51:55	これ情シ申請書の原発の記載もこういうふうに今書かれてるってことです結局安保、今回も、
0:52:06	日本原燃平井でございます。
0:52:08	前段記載し、既許可と同様の整理ということ。
0:52:14	を記載するというのは、承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:16	ですね添付書類 8 に記載されているかということに関しましては、えっとですね、審査資料の方で整理して、
0:52:26	記載してるのみで、添付書類 8 の申請書の中には記載はございません。
0:52:31	規制庁的那須わかりました。テンパチの記載はあくまで小数点以下は書いてないですよってということです。
0:52:39	わかりました。あとすいません。
0:52:42	通しページの 29 ページでちょっと教えていただきたいんですけども、
0:52:47	今回のSD32の年超過確率って、ずっとどの間なのかっていうのを教えていただいてもいいですかちょっと線がいっぱいあって見えなくて、
0:53:03	日本原電、あ、すいません日本原電の平井でございます。29 ページの比較としましてはですね、少しちょっと見つらくて申し訳ございませんが、紫色がですね、
0:53:15	今回平成 32 のは形でございます。この内容からいきますと、大体 10 のマイナス、年超過確率 10 のマイナス 3 乗程度のところがございます。
0:53:26	以上です。
0:53:29	規制庁のですね、ちょっと確認なんですけど、受注のマイナス 2 乗か 10 のマイナス 3 乗って 1010 のマイナス 40 を超える範囲とかってあるんですが、特になさそうな感じ。
0:53:42	中の日本原子力発電のカミヤですページめくっていただいでですね 32 ページを見ていただくのがよろしいのかなと思います
0:53:52	S s 32 であればピンク色の線になりますので、年超過確率としてはですね 10 のマイナス 40 億の上のマイナス 6 乗という整理になるのかなと思います。
0:54:05	SDですか。
0:54:06	SDに関しては、先ほどヒライの説明した通りになるかなと思います。
0:54:26	規制庁の方です。10 のマイナス 3 乗オーダーで 10 のマイナス 4 乗ではいけないというぐらいですかちょっと見えませんか。
0:54:36	規制庁のSわかりました。
0:54:39	あと、ごめんなさいちょっと比較表の方を見ていて、ちょっと 2 点ほど教えていただきたかったんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:48	最後ご説明いただいた比較表の 25 ページ。
0:54:54	赤字のところだと等には記載するって書いてあるんですけど等々に定期許可の段階から、
0:55:02	何でこれを書いていたのかなというのがちょっと言い方との差異でわからなかったらちょっとこれ教えてください。
0:55:15	日本経済のヒライでございます。比較表の 25 ページの第 43 条の第 3 項第 3 号についてのところです。
0:55:26	承知しました。こちらはですね頭としてはですね、
0:55:31	官衙た設備と接続する接続については、許可申請書の
0:55:38	段階で設計方針としてですね、耐震設計、
0:55:42	の方針を、具体的に言いますとすみません、下の方の Paragraph で、地震に対して接続はというところ耐震設計の石ハウジョウを記載してございますので、
0:55:53	今回ですね、併せて記載が必要というふうに考えてございます。
0:56:34	規制庁です。わかりました。はい。ありがとうございます。あと最後なんですけれど、
0:56:41	26 ページの赤字なんですけれども、
0:56:54	これ、あれなんですかね。いや、この、
0:56:57	6 ページの赤字の 6 行かな、6 号か。
0:57:01	敷地に遡上する津波は頭に特有って書いてあるんですけど、この再々理由のお話で、これってあれなんですか。何かこの、
0:57:10	今回の評定とセットにこの津波の話って何か関係あるんですか。
0:57:18	あ、えっとですね、日本原電ヒライでございます。
0:57:22	今回の基準地震動 $S_s$ の追加に関しては津波とは関係ございませんが、既許可の設計方針の中で赤字で記載してます通り、基準地震動 $S_s$ 及び、式指数津波影響受けないってということで、基準地震動 $S_s$ に対する設計方針、
0:57:40	を記載してございますので合わせて記載したといった整理でございます。規制庁の谷津そうすると別に差異理由のところについては $S_s$ に対しての境界っていうか、これ書いてありますって話ですけど別に津波の方は関係ないっちゃうことですよね。ここの申請において、
0:57:57	ご認識の通りで、差異理由につきましては伊方と比較する形でちょっと考えてございましたので、伊方ではそういった敷地に遡上する津波っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:06	ない認識でございますので、ちょっとそういった意味で差異をちょっと記載してございます。
0:58:15	規制庁そのままわかりました。ただ、
0:58:20	これはちょっと頭に特有ということはわかるんですけど、特に別にたい、この今回の申請において確認、特に影響がないっちゅうことはわかりました。とりあえず私からは以上です。
0:58:43	はい。
0:58:44	すいません。規制庁の方でごめんなさい。あともう1個だけなんですけれども、今回伊方と違って、フローをつけていただいたじゃないですか。
0:58:52	ここのフローをわざわざ作った理由って、あれなんすか7条と11条省きたいからつけただけってことですか何か意味があるようにすみません理解ができなかったんですけども。
0:59:04	何かあるんですか。
0:59:07	日本原電の平井でございます。知久条文を全体的に局の関塩見見比べるとですね、S sに関する設計方針というのは幅広く、
0:59:20	出てくる形になってございまして、
0:59:23	その中で、ほとんどがですね、
0:59:26	第4条と39条、DBSAの地震の条文の設計方針に包絡されるといいますか。
0:59:34	含まれるんですけども、それ以外で耐震設計、
0:59:40	の要求は個別である条文の抽出するためにこういったフローで整理してございます。
0:59:57	やはり規制庁ノダサノ伊方の方って審査会合の方の資料で、あれですよその、
1:00:04	S sに関係する条文をどう拾うかみたいな考え方があったと思うんですけどもそれとは違うって今回あれですか、元でオリジナルのやつ作ったっちゅうことですか。
1:00:18	日本原燃平井でございます。先行伊方さんの内容確認しますとですね少しここの適合条文の抽出の考え方がちょっと違っていてですね、伊方の方はですね申請書の方には、第4条の3項、
1:00:32	地震、基準地震動S sの設計方針しか載せてなくてですね。
1:00:37	それ以外の条文に関しては、審査資料の関係条文として整理してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:44	D棟に関しましては申請書の方に、適合条文として、網羅的に今記載してございますので、そういった意味で少しちょっと
1:00:53	濃淡がありますので、その整理はちょっと今回は頭にオリジナルでちょっとフローに従って整理して、
1:01:00	申請書に記載しているといった形になってございます。
1:01:11	規制庁のですちょっと理解ができました油井様はテンパチで各適合方針の抽出にあたって、原電としては、
1:01:23	その溢水とか、そういったものについてもう、S s に対しての設計方針が少しでも書いてあるのであればそれをすべて抽出しました。
1:01:34	ていうことですねただ
1:01:37	基本的には補足説明資料ベースのマルとかバツになるな、なったりするとその考え方は迷い4電のやり方と特に間アノか考え方は変わってないってことを示してるっっちゃうことです。
1:01:53	イケダヒライでございますご認識の通りでございます。
1:02:04	原子炉規制庁の宮尾です
1:02:08	少し資料の整理をしっかりと説明してもらった方が良よかったかなと。
1:02:13	思ってます。
1:02:14	多分なんですけど
1:02:17	多分、S-2の1っていうのはこれは多分4、4で聞き方でいうとまとめ資料。
1:02:23	の形で、オーナーがあった通りとして作ったもので、
1:02:30	次の数の2-1っていうのはまとめ資料の比較表であって、申請書の比較表ではないと。
1:02:38	なので、多分、もともと比較表として見るのであればS-2-1で企画室長を説明してもらって、
1:02:45	そういう点があることを前提で説明してもらった方がよかったんですけど今、
1:02:51	初めにまとめ資料をざっと説明されてそのあとそういう点になってるので、この資料の多分説明の順序が逆だったのかなって気はしてますんでちょっと今理解はしましたんで、
1:03:02	今も青野から何点かあったんですけど、
1:03:07	まず、もう比較表で言ってくると6ページで書いてあるなお書きのところの数字のところの考え方。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:18	四捨五入の話とか、だからこれは
1:03:22	裁量に明確に書いてもらいたいのは既許可だからそうだっていうのはわかるんですけど、
1:03:28	要は、PWRなのか4Dなのかわかんないですけど言い方なのかどうか知らんけど、そここの考え方の差異があるかどうかを教えてくださいみたいなですよ。
1:03:40	以下だと、ここ的小数点とかそういう考え方ってどうなってたんですかってなるとそれはどういうことでしたっけ。
1:03:53	日本原電の神谷ですちょっと今、
1:03:56	素行は承知してないところはぬませんので、ちょっと調べた上で回答させていただきたいと思います。
1:04:04	わかりました。その上で、例えばそのBWRの市例えば柏崎井コウノなのか、伊方の後が多いかなんかがあったと思うんで柏崎以降の整理としては、
1:04:16	要はこういうものを載せている申請書になっていると。
1:04:21	いう整理であるんだったらそういう整理をして、それか、東海第2のオリジナルとしてこの記載があるのかっていうところを識別をつけてもらいたいんですけど、いかがですか。
1:04:34	日本原電の神尾さんの承知しましたの。
1:04:37	ちょっと先ほどのご質問でアノ以下たに関してはですね正直わからないところがございましたけども、まさしく本体施設をやった時にちょっと他社の調べた経緯がございまして、その時はもう、
1:04:50	その時は東海オリジナルの状況でしたので、もう一度再度ですね調べてですね、今ご質問あったところを、回答させていただきたいと思います。
1:05:01	はい、わかりました。それと7ページも同じでこれはテンジウウの推本のところの記載があるんですけど、
1:05:09	これも東海第二オリジナルなのか。
1:05:12	それとも、BWRの移行のプラントがついているのか、す。
1:05:18	その辺っていうのは整理されてますかね。
1:05:22	日本原燃、平井でございます。BWRプラントについては、載せてございます。PWRはS、S数、いわゆる応答スペクトルの標準的なものと比較してございます。
1:05:37	そういう意味だと備考にそういうものを書いといていただかないと、投入はこうですっていうのはわかるんですけど、基本的にどう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いう差異があってどういう考え方で、これっていうのは載っているのかっていうのを備考に書いてもらわないと。
1:05:50	詐欺だけでしかわからないっていうことになっちゃうのでそこはちょっと修正してもらえますか。
1:05:57	日本原燃平井でございます承知しました。
1:06:02	はい。ちょっと他のところもあるんだけどそういう目で見ていただいて、要は、
1:06:08	何が知りたいかつのは東海第2のオリジナルの記載がこの中で何があって、
1:06:15	それ以外のところについては例えばBWR全体としての記載方針として、こうなってるD棟の場合は基本的にやっぱりプラント固有のところの、
1:06:27	記載が多かったのは何となく覚えてはいるので、
1:06:30	その辺の違いがもしかしてあるのかっていうのだけが識別できればいいかなと思うんで、お願いします。
1:06:38	日本原電の平でございます承知しました。
1:06:42	はい。とりあえず私は以上です。
1:06:55	規制庁秋本ですちょっと確認だ形なんですけど、多分問題ないんだと思うんですけど
1:07:02	まとめ資料の、
1:07:07	43 ページで、
1:07:11	56 条の水源の要求の事故って、
1:07:17	適正化されているじゃないですか。去年の9月とかに、
1:07:23	それって、これはあれですか、設備が変わってないから、文言も変えませんかとかそういう理解でいいんですか。
1:07:34	日本原燃の平でございます。規則改正されているのは認識してございまして、今回の申請に当たりまして適合条文等ではないということで、
1:07:46	変更してないという整理でございます。
1:07:54	はい、規制庁のです。
1:07:56	それでは他に何かありますかウェブの参加の方でも、
1:08:01	大丈夫ですけども、
1:08:19	はい規制庁のでそれでは次の資料の説明をお願いします。
1:08:35	日本原電の平井でございます。
1:08:37	それではですね続きまして、S-2-2の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:41	標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更や申請書への影響ということでご説明させていただきたいと思います。それは先ほどご指摘いただいた通りですねと、まず資料の構成としましては、
1:08:55	エセの2-2とですね、S-2-2の比較ということで伊方発電所3号炉との比較表を整理してございます。
1:09:05	ですね、ちょっとですね資料の関係上ですね、S-2-2の方を説明しつつですね、相違があるところは比較表にちょっと飛んで、
1:09:15	説明させていただくような流れで考え、
1:09:19	でございますけれども、
1:09:21	よろしいですか。はい。
1:09:22	そういった形でちょっとご説明させていただきます。
1:09:26	それではですねS-2-2の方をご確認ください。ページめくっていただいて2ページでござい。
1:09:34	ですけれども、
1:09:35	目次のところで、まず1ポツではじめにと。
1:09:39	申請書への影響の2ポツで確認方法、3ポツで確認結果、4ポツでまとめて整理してございます。
1:09:47	添付資料につきましては添付資料1として、基準津波と組み合わせる地震について。
1:09:53	とですね、あと添付資料2の標準応答スペクトルこれに伴う事故シーケンスグループ選定への影響についてということで、
1:10:01	後ろにつけさせていただいてございます。
1:10:04	次のページ、通し番号でいうと右下の3ページですね、3ページ行っていてまずはじめにということで、こちらは同様ですね、設置許可基準規則改正に伴いまして、S s 32を追加しました。
1:10:17	本資料ではですね、清さん所に追加した設置変更県申請にあたり、令和5年1月25日付の最新の設置変更許可申請書、
1:10:27	以降機構許可申請書に対し、基準地震動S sまたは弾性設計用地震動SDマイカ基準地震動等に関連する事項を網羅的に確認することで、
1:10:39	平成32の追加に伴う設置変更許可申請書の申請内容が妥当であることを説明する資料と資料でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:10:47	また以降ですけれども記者申請書に対し、補足的に説明している審査資料についてはですね、基準地震動等により評価している記載を確認することで、設置変更許可申請書の申請内容に影響がないことを確認するといった整理でございます。
1:11:03	次のページ4ページ行っていただいて、
1:11:06	2ポツ確認方法としましてはですね、既許可申請書について基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載の有無を確認するとともに、S30の追加に伴う
1:11:18	記載内容の変更要否を検討すると。
1:11:21	あわせてですね、既許可申請書に対する安全資料から、基準地震動等により評価している記載を抽出し、菊名申請書の記載内容に影響を及ぼすかどうかを確認すると。
1:11:32	いった整理をしてございます。本検討のフローを第2-1図に示すということで後ろにつけてございますけれども、
1:11:40	フロー図の詳細についてはそのあと検討フローの詳細というところでご説明させていただきたいと考えてございます。
1:11:48	なおですねこの検討フローにつきましてはですねセンコー伊方と同様のフローになってございます。
1:11:56	それでは4ページの検討フロー詳細についてご説明させていただきます。まず①ですけれども、菊は申請書を網羅的に確認し、基準地震動等に対する設計方針を、
1:12:07	評価結果の記載の有無を抽出すると。
1:12:09	②ですですね、抽出した記載のうち基準地震動等に対する評価結果については、平成32追加に伴い、既許可申請書に記載の評価結果に影響するか検討を行い、
1:12:20	影響する場合はですね、神小許可申請書において評価を実施の上、申請書に反映すると整理してございます。③です、
1:12:31	許可申請書に記載の設計方針を決定するにあたり、基準地震動等に対する評価結果に基づいていないか確認するため、期間申請書の審査資料に記載の基準地震動等に対する、
1:12:42	評価結果を網羅的に抽出すると、確認したので審査資料を第2-1表に示すということで、第2-1表がですね、通し番号でいきますと6ページから、
1:12:56	9ページにかけて整理してございます。6ページ見ていただきますとですね、整理方法としましては、左側から案件で、許可、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:08	番号許可日で右に審査資料名、提出日という形で整理してございます。
1:13:16	案件につきましてはですね、これまでの許可案件を整理して記載してございます。
1:13:23	5ページの本文、戻って、ごめんなさい。4ページの本文戻っていただいて、
1:13:32	中頃ですね。
1:13:34	ここでというところからですがここはですね救出の考え方を整理してございます。
1:13:39	第2-2表及び第2-2図に示す通り、追加する、清算中には許可済み $S_s$ の基準地震動 $S_s$ はやっぱ許可 $S_s$ と整理してございますけれども、
1:13:51	に比べて最大加速度に対しては、包絡されてございます。
1:13:55	また、応答スペクトルに対して、鉛直方向については既許可 $S_s$ に包絡されております飛方向においてはですね、
1:14:03	境界 $S_s$ を上回ってる周期体があるものの、超過範囲、すいません次のページいただいて、超過している割合は比較的小さいと、具体的な加速度の超過割合としてはですね、
1:14:15	解放基盤表面の減衰5%においてですね、周期約1秒から2秒以下超過周期と言いますけれども、の間でですね、大体25%未満であるという整理をしてございます。
1:14:30	ここでですね第2-2表と第2-2図についてちょっと後、
1:14:35	ご説明させていただきたいと思います。
1:14:37	第2-2表がですね通し番号10ページをお願いいたします。
1:14:43	新生会のところでもちょっとご説明しましたけれども、 $S_s$ -D湾から $S_s$ 31までの許可済みの $S_s$ 8%に対して、今回、平成32本申請で追加してございます。
1:14:56	右側で最大加速度でNS方向イイダ方向アップダウン方向を示してございますけれども、
1:15:03	平成30につきましては、水平方向で829ガル。殊鉛直方向で499ガルということで、
1:15:10	許可済みの $S_s$ でいきますと選出22がですね、水平方向で最大1009ガル。アップダウン方向で736ガルということで、包絡されているということが確認できるかと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:24	第2-2図につきましてはですね、通し番号でいきますと、12ページの方をお願いいたします。
1:15:31	こちらはですね、基準地震動 $S_s$ の床を、すいません、基準地震動 $S_s$ の応答スペクトルを比較してございます。
1:15:38	左が水平方向で右が鉛直方向でそれぞれ許可済みの $S_s$ と、 $S_s$ 32を比較してございまして、色分けとしましては、
1:15:50	埋設32が赤でそれ以外が灰色で示してございます。見ていただきますわかります通り水平方向でいきますと、周期1秒から2秒のところ、HRくう青丸で示してるところですけども、
1:16:05	こちらがですね、許可済み $S_s$ を超過している範囲で、大体25%、
1:16:10	増加しているといったところですね。鉛直方向につきましてはですね、見ていただきます通り許可済み $S_s$ に全周期体においてですね包絡されていることは、
1:16:20	確認できるかと考えてございます。
1:16:29	すいません本文戻っていただいて5ページですね。
1:16:35	その3行目からになりますけれども、以上の内容を踏まえてですね、
1:16:40	見通しを整理してございますけれども、基本的に許可施設の大部分はですね、短周期側、いわゆる1秒以下に固有周期を有しており、一部長周期側、
1:16:52	超過範囲に対してですねこういう周期を有する施設についてもですね、耐震評価においては、水平鉛直方向の組み合わせで評価するため、S30については水平方向で既開設を超えているものの、
1:17:05	鉛直方向についてはですね十分包絡していることを踏まえれば、
1:17:09	設計及び工事計画への見通しを有すると判断してございます。
1:17:13	よってですね、既許可申請書の審査資料においてですね、基準地震動等に対する評価結果が記載されているが、その評価結果ですね、設計及び工事計画への見通しを支援するものであったり、ものであって、
1:17:27	既認可の工事計画認可申請書または補足説明資料にて、改めて評価結果を示している内容については、
1:17:35	震源を特定せず策定する地震動に関わる設計及び工事計画認可申請書、マイカー設工認といいますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:42	震源特定せずの設工認の手続きの中で評価結果を示すこととして、抽出の対象外と、整理してございます。なお、震源を特定せず策定する地震動に係る設工認においてはですね、
1:17:54	認可実績のある評価手法を採用し、必要に応じて支持構造物の追設等の耐震工事等を実施することで、設置変更許可申請書の設計方針に基づいた申請を行う。
1:18:05	ことで考えてございます。またですね生産時の追加が評価結果の考察に影響を与えない内容についてもですね、その根拠を示した上で抽出の対象外として整理して、
1:18:17	ございます。
1:18:19	ですね、こちらの、こういった見通しの考え方につきましてはですね、以下先行の言い方と相違があるところですので、ちょっと比較表の方で、ご説明させていただきたいなと考えてございます。
1:18:33	S-2-2の非架空の資料のうちですね、2ページをご確認願います。
1:18:45	こちらがですね、伊方との比較で設計方針の相違ということで赤字で示してございますけれども、今回追加するSSの間葉系につきましてはですね、各社、超過範囲が、
1:18:57	相違がございましてこういった見通しの考え方は、相違があるところで、
1:19:02	であるというふうに整理してございます。
1:19:09	それではですね、本文の方戻っていただいてS-2-2の資料の5ページのところですけれども、最後、④番ですけれども、基準地震動等に対する設計方針の記載についてはですね、
1:19:23	A3での確認結果の先ほどのご説明した内容の確認結果を踏まえ、記載の変更の必要性について検討するといった整理してございます。
1:19:34	全体の流れとしましては先行の伊方と同様の抽出の考え方で整理してございます。その見通しにつきましては各プラント間で相違があるといった整理です。
1:19:46	それではですね、通し番号でいきますと13ページからですね確認結果を整理してございます。
1:19:58	3ポツ1でですね、既許可申請書における基準地震動等に対する設計方針及び評価の抽出の結果ということで、許可申請書の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:08	を網羅的に確認し、基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載を抽出したということで抽出結果を第3-1表に示すと。なおですね添付書類8のうち、
1:20:20	1.9のですね安全設計の方針については申請ごとの設計方針を記載したものであり、申請により更新するものではないため確認を省略すると。
1:20:30	いった整理をしてございます。
1:20:32	都築行ってしまいますと3ポツ2ですね、許可申請書における32追加に伴い、
1:20:38	影響する評価結果の抽出結果というところですね、3.1項、先ほどの3.1項で抽出した記載のうち、基準地震動等に対する評価結果については、S s 32追加に伴う評価結果に、
1:20:51	影響するか検討を行ったと、検討の結果、生産時に追加に伴う評価結果に影響する項目としては、
1:20:58	第3の一応の、
1:21:00	オレンジハッチングで示した添付書類8、すいません、添付書類6の、
1:21:06	1ポツ地盤に記載の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価が、町されますと、なお3ポツ自身に記載の基準地震動S sの策定結果についても変更となると。
1:21:17	これらについて設置変更可申請書に記載して申請を行ったと、いうことで、整理してございます。
1:21:24	第3-1表についてももう少し細かくちょっとご説明させていただきたいと思います。
1:21:30	第3-1表が10年、ページで15ページですね。
1:21:37	になってございます。こちらの表形式で左側からですね許可申請書の申請の項目、
1:21:44	題目ですね、題目でその横がですね基準地震動等に関する記載概要で記載がある場合のみの記載してございます。備考欄ということですが。
1:21:56	内容について、ここで言いますと、真ん中頃の5Eですね。
1:22:02	例えば5eのところで行きますと、耐震重要施設及び重大事故等対象施設について、設置許可基準規則で求められている、基準地震動S sに対する支持性能等を有する地盤施設設計保証記載という形で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:17	備考欄に参考として記載してございますが、
1:22:24	3項につきましてははですね、機密事項なりも含みますので、
1:22:29	内容については今回割愛させていただきますけれども、抽出の考え方としましては、
1:22:35	許可申請書の内容をですね、抜粋して、関連箇所を赤枠で示した形で参考として整理して、
1:22:45	そこに関する設計方針をですね、この真ん中の記載概要のところに記載しているといった形で考えてござい、判断、整理してございます。
1:22:58	午後劣につきましてははですね、基準地震動 $S_s$ のスペクトル形状であったりとか、時刻歴は形を載せて堰保証を記載してございます。
1:23:08	その他ですねアクセスルートに関して基準地震動 $S_s$ の影響を受けないルート確保の設計方針を記載してございます。
1:23:17	下いきますと5のところですけども、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備のところ、第3点についてですね特にタカハシない性を有する。
1:23:28	直流電源設備とするために基準地震動等による地震力に対して、機能の喪失しないように設計する方針を記載してございます。
1:23:36	その下ですね、緊急時対策所や通信連絡設備について基準地震動 $S_s$ に頼る実施において、
1:23:45	そうしました。
1:23:50	読まれて、
1:23:52	何を。
1:23:55	そうしました。
1:23:57	そういう意味ではですね、そういった整理で記載してございまして、
1:24:02	16ページは特に
1:24:05	ございません。
1:24:07	17ページいきますと、
1:24:10	中コウノはアクセスルートに関して記載をしてございます。
1:24:14	次めくっていた18ページいっていただきますと、
1:24:19	こちらが添付書類6になりますけれども、1ポツ地盤のところと、3ポツ自身のところは、オレンジハッチングしてございますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:28	地盤のところはですね安定性評価を記載してございますので
1:24:33	申請書に反映して申請してございます。地震のところに関しましても基準地震動S <sub>s</sub> の策定と策定結果を記載してございますので、申請者に反映して記載してございます。
1:24:45	で、その下でいきますと添付書類8の1ポツに関しては、それぞれ各設備の設計方針の中で基準地震動S <sub>s</sub> を用いた設計方針を記載してございます。
1:25:00	次のページ19ページ行っていただいて、
1:25:04	こちらですね添付書類8の中で、4ポツの核燃料であったりとか、5ポツの、
1:25:11	原子炉冷却系増設施設であったり、あと10ポツその他の発電用原子炉附属施設に関しましては、基準地震動S <sub>s</sub> を用いた設計方針が記載がありますので注視して記載してございます。
1:25:26	あと添付書類10ですね、こちらにつきましてもですね、アクセスルート関連とですね、あと管形設備に対する基本、
1:25:35	基準地震動S <sub>s</sub> に対する設計方針を記載してございます。
1:25:38	添付10の追補1の方にはですね自主対策設備に関する近似しない佐瀬清が記載してございまして、
1:25:46	追放2の方はですね、基準地震動の摂取によりですね自己水件数の選定の考え方について記載がございまして、
1:25:54	で、その下ですね、年超過確率に関する記載であったりとか、地震PRAに関する実施評価手法に関する記載がございまして、
1:26:07	既許可申請書の中で、そういった基準地震動S <sub>s</sub> に対する設計方針を記載してる箇所を網羅的に抽出した結果になってございまして、
1:26:17	それではすみません本文戻っていただいて、11、通し番号で言うと13ページですね。
1:26:25	産婦さんの方からですねこちらから、審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果の抽出結果、
1:26:33	ということで、許可申請書に記載の設計方針を決定するにあたり、基準地震動等に対する評価結果に基づいていないか確認するため、機関申請書に対する、
1:26:43	その次のページとして審査資料に記載の基準地震動に対する評価結果を網羅的に抽出してございます。
1:26:51	で、抽出した結果を、第3-2表に示すということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:55	第3-2表について簡単にポイント絞ってちょっとご説明させていただきます。
1:27:00	第3の資料がですね、
1:27:04	通し番号でいきますと20ページをお願いいたします。
1:27:11	こちらはですね審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果ということで
1:27:17	表としましてはですね左から関係条文と、あとですね、条文の中で審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の概要、
1:27:27	記載してまして、抽出対象のマルバツとあと、さっき判断理由、
1:27:33	最後にですね32追加に伴う設計及び工事計画の見通しということで整理してございます。こちらの表に関しましては先行伊方さんの例を基にですね、作成してございます。
1:27:45	整理方法としまして例えばですね、第4条の地震に関しましては、一番上でいきますと原子炉建屋の地震応答モデルを用いた地震応答解析。
1:27:57	設置許可段階で基準地震動 $S_s$ の評価結果を示していると。
1:28:01	いうところですけども、判断理由としまして、基本的にはですね、工事計画の見通しを得るために、そういったモデルの妥当性を示すものであって、後段のですね、
1:28:13	施設購入の方で改めて記載している。
1:28:16	ためまち率の対象外という整理してございます。
1:28:20	で、 $S_{32}$ の追加に伴う見通しにつきましてはですね、基本的には固有周期で整理してございまして、
1:28:28	原子炉建屋の固有周期はですね周期0.4秒付近ですので生産量超過範囲、1秒から2秒とは一致しないので、
1:28:35	イシイ30ニイツ以下に対する評価は、
1:28:38	耐震評価への影響はないと判断してございます。
1:28:41	こういった形でそれぞれですね、基準地震動を用いた評価結果を示している条文の審査資料につきましては、
1:28:51	整理して、判断してございます。
1:28:55	ポイントとしましてはですね、
1:28:59	20ページの第五条の津波による損傷の防止というところで、こちらですね、地震起因にする、変状により、地形の変化を確認するため、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:29:11	基準地震動S <sub>s</sub> -D判について沈下量策定評価を示してございまして、こちらでも工事計画の見通しとして、改めて設工認の方で示している内容でございますけれども、
1:29:22	こちらに関してはですね、整数D案を代表はとして選定してございまして、
1:29:27	その選定理由がですね、平成32追加に伴う見通しの欄に記載してございましてけれども、
1:29:34	最大加速度が大きいですね、液状化の影響に寄与する軽油、継続時間が長いS <sub>s</sub> -Dを選定した上で、さらに保守的な沈下量を設定している。
1:29:45	なのでですね、伊勢さん中に追加に伴ってですね、
1:29:49	あ、すいません32はですねSD側に比べ最大加速度が小さく継続時間短いので、影響がないと判断してございます。
1:29:58	次のページ、21ページ行っていただいて、
1:30:04	一番上ですね、
1:30:07	第5条に関連するところでいきますとスロッシングによる、
1:30:10	貯留堰からの溢水量の策定のため、余震S <sub>d</sub> -D版を用いて評価結果を示しているということで、こちら抽出対象バスとして判断理由として、余震荷重であるS <sub>d</sub> -D湾を用いて評価を行っており、
1:30:25	ということで、2030人を追加されたとしても余震荷重の選定の考え方っていうのは変わらないのでちゅん対象外としてございまして。余震荷重の選定の考え方についてはこの後添付資料1の方で整理してございますので、
1:30:40	ご説明させていただきたいと考えてございます。
1:30:45	で、そのしたですね、第五条の津波に関しまして、基準地震動S <sub>s</sub> 及び基準津波により損傷した防波堤が漂流物化した場合の波及的影響確認のため、
1:30:57	基準地震動S <sub>s</sub> の耐震性の評価結果を示していると。
1:31:01	いうところで、こちらでもですね工事計画の見通しで評価をしているものでございますけれども、
1:31:08	平成32追加に伴う見通しとしましてはですね、
1:31:13	漂流物化する前提でですね評価を行っていることから抽出対象外ということとですね、あと、物揚げ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:21	場のところについてはですね、内部の繋がりをしないような地盤改良等、そういった対策工事を実施していると。
1:31:28	またですね、以降ですけれども、
1:31:33	失礼しました。ここの、すみません、えっとですね。
1:31:36	ここの見通しにつきます。
1:31:44	おい。
1:31:46	オリジナル、こういう
1:31:56	あ、
1:31:58	ずーっとひたすらこれ呼ばれてるんだけど、34年度は、
1:32:03	ポイントがさっぱりわからない。
1:32:06	そうしましたら先から降りポイントを絞って、何のために隔離を作ってるんですか。
1:32:12	変更済みがある。
1:32:14	変わらず、そこを利用して、
1:32:17	ただひたすらこれずっと読んでおられる。
1:32:20	原電の神谷ですこの第3-2表はですねまとめ資料でして、なかなか先行との比較はしづらいところであるのかなと思って、
1:32:30	てますのでこの第3-2表はですね比較表は形としては作らさしていただいたんですけど、差異理由のところは特に記載させていただいてませんで、
1:32:41	そのポイントを津南掴んでっていうことであればですね、ちょうど今平井が説明したところの、例えばですね、右下21ページのところで、
1:32:51	今、物揚岸壁のところ進めさせていただいてたんですけども、実際ですね東海の場合であればですね、去年の6月に生産時には、野村と大江からですね、平和評価を進め、
1:33:04	ているところがございまして、実際その評価結果が出てるところも、評価結果評価評価の中でございますけども、ある程度見通しあえているところもございまして、そういったところの記載がですね、おそらく伊方と、
1:33:18	変わってるところでありまして、大体の記載はですね、1秒から2秒の超過範囲から、実際の設備のこういう周期が外れてるっていう、記載、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:29	になっているという状況でございます。それが5年の7枚物にわたってですね、記載をさせていただいているという状況かなと思います。
1:33:42	ちょっと簡単に説明させていただきます以上です。
1:33:54	すいません。失礼いたしました。
1:33:59	今神谷の方からご説明していただきました通り、そういった形で第3-2表についてはですね、整理してございます。
1:34:09	12 ページ本文 12、通し番号で 14 ページですね、ごめんなさい。戻っていただいて、そういった内容を踏まえましてですね、
1:34:20	結果をですね記載してございますけれども、この記載されている基準地震動に対する評価についてはですね、いずれも金支所地震動の追加がですねその評価結果考察影響与えないか。
1:34:30	もしくは設計及び工事計画の見通しを示すものであって、既許可工事計画申請書、または、
1:34:36	補足説明資料で改めて評価結果を示した内容であることを確認したのでですね、許可申請書に記載の設計方針に影響を与えるものではないことを確認しましたと。
1:34:46	なお、許可申請書に対する審査資料において設計及び工事計画への見通しを示した評価結果についてはですね、生産時に追加に伴う設計及び工事計画についても、
1:34:57	同表にて考察を行います教えているということで先ほどちょっとご説明させていただいた内容で整理してございます。
1:35:03	3 と図 4 ですね、設計方針等の変更の必要性の検討結果ということで、先ほど 3.3 項において、審査資料の、に記載の基準地震動等に対する評価結果は、
1:35:16	真木が申請書に受け与えないことを確認したことからですね、3.1 項の抽出結果のうち、設置方針について急に指導等に追加に伴い記載の変更の必要性について
1:35:26	検討しましたと。検討した結果をですね第3-3表に示してございます。もう結論から申し上げますと記載のほとんどがですね基準地震動等に対する地震力、
1:35:37	で設計する方針の記載であり、S30 ニイツ以下を考慮した場合でもですね、基準地震動 $S_s$ または弾性設計地震動 $S_{se}$ による地震力で設計するという基本的な設計方針は変更ないと。
1:35:48	いう整理をしてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:50	なお添付書類5については最新の技術者数等を更新し、添付11については本申請における品質管理を記載するとしてございます。
1:36:01	第3の賛否をですね、ちょっと、
1:36:08	第3-3表がですね、通し番号27ページに記載してございます。
1:36:15	簡単になり、枠組みだけご説明させていただきますと、左にですね期間申請書の項目で基準地震動等に関する記載の外、
1:36:25	表ということでこちらはですね第3-1表で抽出した内容を記載してございます。変更要否を確認して先、
1:36:33	対しての先判断理由ということで整理してございます。
1:36:40	内容については割愛させていただきます。
1:36:46	最後すいません。
1:36:52	失礼しました。
1:36:56	最後まとめの方をですねちょっとご説明させていただきますと、
1:37:00	通しページでいきます30ページをお願いいたします。
1:37:06	こちらまとめでこれまでの整理結果を記載してございます。
1:37:12	基本的にですね期間申請書において確認した内容としては添付資料、添付書類6のですね、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価。
1:37:22	とですね基準地震動 $S_s$ の策定結果を評価して、申請書に記載してございまして、それ以外につきましてはですね、旧地震動に対する設計方針、
1:37:33	の記載で評価結果には影響を与えないということで確認したという整理をしてございます。
1:37:41	えーとですね。
1:37:44	またですね基準地震動等の作成、あ、すいません級地震動等に対する設計を策定するにあたり、
1:37:51	休暇申請書審査資料において実施している、基準地震動等に対する評価についてはですね、 $S_s32$ を追加しても評価計画をササキ与えない、もしくはですね、工事計画への見通しを示すもので、
1:38:03	改めてですね、評価結果。
1:38:06	既認可の工事計画認可申請書または補足説明資料で改めて評価結果を示している内容については、
1:38:14	内容であることを確認してございます。
1:38:16	追加する。
1:38:18	そうですねすいません、前段の繰り返しになりますので、
1:38:23	以上で割愛させていただきます。はい。すいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:41	そうですね。
1:38:43	すいませんちょっと比較表の方で、簡単に。
1:38:48	以下たセンコー伊方との相違のところを、ご説明させていただきます。
1:38:55	図の2-2の比較の方ですね、通し番号でいくと6ページの方ですけど、こちらはすみません先ほどちょっとご説明させていただきました通り、評価範囲が各社異なるので、その、
1:39:08	見通し載せ方針が変わっているといったところです。
1:39:13	7ページいついていただいて、
1:39:19	こちらですね、添付資料についての記載ですけれども、
1:39:22	添付資料1で基準津波と組み合わせる地震ということで、余震荷重の設定の考え方を整理してございます。
1:39:32	この比較表の方でちょっと、
1:39:34	簡単にご説明させていただきますと、2ポツで、考え方として余震荷重の設定についてはですね、基準津波の波源に伴い発生する可能性がある余震と、
1:39:46	基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある、誘発地震を整理して、
1:39:52	それぞれがですね、
1:39:54	弾性設計地震動S d-Dワンを下回っていることを確認することで、余震荷重をS d-D案として設定してございます。
1:40:02	具体的にはですね次のページに、
1:40:05	表を載せています。グラフを載せてございますけれども、それぞれの基準津波の波源で整理したその波に対してですね、S d-D湾が
1:40:15	全周周期体で包絡しているので、伊勢路S d-D案を余震荷重として設定してございます。
1:40:23	そういった考え方の詳細についてはですね、
1:40:27	既認可済みの工事、工事計画認可申請書の方でも、補足の方で整理してございます。
1:40:33	こちらの余震荷重の設定に関してですね言い方等相違があるものですので赤字で示してございます。
1:40:46	で、比較表できるじゅ、通し番号で言う10ページですね、こちらにも添付資料の中で少し比較してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:54	添付資料につきましてはですね、標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループの選定への影響について、整理してございます。
1:41:03	で、1ポツはじめにということで、PRAに関する事故シーケンス選定に影響がないことを確認してございます。
1:41:11	2ポツについてはですね、許可申請書における事故シーケンスグループの選定の考え方っていうのを、
1:41:21	流れに沿ってですね整理してございまして、
1:41:25	差異としましてはですね、事故シーケンスグループの、
1:41:29	選定において外部事象特有な事象ですね、こちらはですね、各プラント、
1:41:34	また、PとBで、また選定の方、
1:41:39	選定の考え方が、それがありますのでそういった意味で、事故シーケンス選定の総意として整理してございます。
1:41:49	めくっていた、めくっていただいて、
1:41:54	津波の事故シーケンス、敷地内への津波の浸水による事故シーケンスに関しては、ノートに特有の事故シーケンスだと判断してございます。
1:42:05	めくっていただいて12ページですね。
1:42:08	こちらがですね標準応答スペクトルに伴う、地震PRAと事故シーケンスグループへの影響ということで、各地震PRAの評価手法に沿ってですね、整理してございます。
1:42:19	(1)がですね地震PRAの評価手法ということで全体の整理をしてございます。
1:42:26	めくっていただいて13ページの方いきますとですね、
1:42:31	まず各ステップにおいてそれぞれ、許可申請書の内容を整理してございます。
1:42:37	重要なところでいきますと①の確率論的地震ハザードへの影響ということで、地震ハザードにつきましてはですね、学会標準に基づいて、
1:42:48	整理してございまして、震源を特定せずに関する
1:42:51	内容につきましては、中頃で示してます通り、
1:42:55	領域震源モデルに基づく評価方法ということで学会標準で記された方法で整理してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:02	先行の方もですね同様の整理で、影響がないことを判断してございます。
1:43:08	そういう点としましては、そういった領域震源モデルに基づく評価手法で設定する際の最大地震規模が、伊方の方はですねM7.3に対して
1:43:20	投入はですねM7.5というところです。
1:43:24	その下ですね、
1:43:27	青字で、伊方の方はですね青字で記載してございますけれども、伊方アノテンジュウに一応ハザードスペクトル等震源特定せずのスペクトルの比較を載せてないので、
1:43:38	こういった形で整理してございますけれども、当時の方はですね、店長の方にそういった、
1:43:44	図、グラフをですね載せているので、そこに相違が出てございます。
1:43:48	②のフラジリティ評価についてもですね許可申請書の内容をそのまま整理して記載してございます。
1:43:56	③、すいません次のページいただいて14ページですね、③で、最終的に炉心損傷頻度への影響ということで、こちらの考え方についてですね機器が申請書の内容、
1:44:08	のそのままに記載してございまして、相違としましてはですね、事故シーケンスの事象の数であったりとかそういったところが少し相違が出ているといった整理でございます。
1:44:21	次のページ行っていただいて15ページですね。
1:44:25	こちらは先ほどすいませんちょっと細かくご説明してしまったところもあるんですけど、第3-1表ということで、真木が申請書の基準、
1:44:33	地震動等に係る設計方針の抽出のところですね、一部ちょっと差異が出てございまして、例えばですね、伊方3号炉でいきますと、午後につきまして、
1:44:45	アクセスルートに関し、想定されるし、重大事故等に対処できるような地震による影響等を想定するというような形ですね、地震に関する設計方針を抽出。
1:44:57	してございますけれども、投入においてはですね、地震に対する積を志賀抽出せず、あくまでですね今回基準地震動 $S_s$ の追加なので、 $S_s$ または

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:06	S Dに関わる設計方針を抽出して整理してございます。
1:45:12	この第3-1票の赤字のところはですね基本的にそういったところで抽出の差異が出ていると。
1:45:18	いった形でございます。
1:45:21	16ページについても同様ですね。
1:45:24	そういう形で17ページ18ページについても、そういったところで一部ちょっと抽出の考え方について、相違が出てございます。
1:45:36	はい。
1:45:37	すいません。
1:45:38	ですね、
1:45:40	20ページ行っていただきますと、こちら第3-2表ですけれども、先ほど神谷の方からご説明ありましたけれども、こちらはですね、伊方発電所3号炉とは、
1:45:52	設備設計が基本的に異なり、もし検討項目も違うので参考として比嘉空した形で記載してございますけれども、特にご説明をちょっと割愛させていただきます。
1:46:08	最後ですね、すみません、27ページ。
1:46:12	の方にですね、
1:46:13	第3-3表ということで関法人等の変更の必要性の検討結果ということで、最終的な比較を載せてございます。
1:46:22	こちらにつきましてはですね第3の1票の、ちょっと抽出の考え方に相違があるものですね、変更要否出ようとした箇所についてはですね基本的に、
1:46:32	センコー伊方と同様の内容になってございます。
1:46:40	そちらがですね、29ページまで続いた形で整理してございます。
1:46:47	内容としては以上でございます。
1:46:55	はい。規制庁の高野ですそれでちょっと確認に入らせていただきたいと思いますちょっとまず私から何点か確認させていただきたいんですけども。
1:47:04	この比較表じゃないまとめ資料のところで、最後まとめのところで今回
1:47:11	ごめんなさい、何ページだっけ。
1:47:15	30ページで、
1:47:18	1から2秒で超過してるし、割合が25%未満であって、基本的にその位。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:47:25	既許可の大部分は短周期側のこういう周期なので、一部の長期長周期側に固有周期給水施設についてもまた、
1:47:35	いろいろな運用が書いてあって、工認の見通しありますって書いてあるんですけども、
1:47:41	前の
1:47:43	表、表で言いますとほとんど例えば第3-2表ですかね。
1:47:49	今までの
1:47:51	20ページから
1:47:53	その固有周期との関係とかいろいろ書いていただいているんですけども基本的に
1:47:58	固有周期外れてる。あとはすごい、評価上余裕があるっていうふうにまとめていただいている、55条のところがよくわからなくてですね。
1:48:08	例えばその21ページの防波堤とか、あと
1:48:13	コンクリート膨張へきとかのところで、
1:48:16	ある種今、自分たちの方で評価をやっているから、見通しありますよとかそういう記載になってるんですけども、これはあれなんですか。
1:48:27	他のやつと違って固有周期が一致しちゃってる者たちっていうふうにまず考えていい、いいのかっていうことと、あと、あれなんですかね。
1:48:37	他のまとめ方と違って、評価自由度とかがない、ないっちゃうことですか何か何かすごい特徴的な書き方をしているのでこれをどういうふうに
1:48:48	見通して書いてるのかっていうところがちょっとよくわからないので説明していただけないでしょうか。
1:48:57	原電の田仲でございますこちらの土木構造物であったりの評価に当たるんですけども、こちらにつきましては、
1:49:06	機器側とちょっと状況の違いとしまして地盤モデルですとかそういったところまで、
1:49:12	モデル化して、地震応答解析をして、
1:49:16	ましよう、構造調査を行っていくという解析の流れになってございます。
1:49:21	そのためですね一概にこう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:23	スペクトル図をみただけで判断できるという、必ずしもそういうわけではございませんでして、
1:49:28	改めてこう S s 3 の追加解析を行って状況を確認して、
1:49:33	いるというところでございます。
1:49:35	一部
1:49:36	2022 年の 6 月 10 日以降、評価を開始してございますので、その中でも、
1:49:43	概ね見通し終えていると言ったところでございます。以上です。
1:49:51	規制庁の宇野です。ちょっと、もうちょっと確認させていただきたいんですけどもこれはある種、解析が終わっていて結果がもう、もうほぼ工認で示す内容が示せていてそれを確認してるから大丈夫ですって言ってんですかそれとも、
1:50:05	地震応答解析の段階でちょっとよくわかんないですけど、その地震荷重とか、取り出してきたときの地震荷重とか小さいから大丈夫だとかそういう話をしてる。
1:50:13	で何をもって大丈夫って言うのかちょっとわからないのもうちょっと説明していただけないでしょうか。
1:50:18	はい。原電の田仲でセト先ほどおっしゃってた。
1:50:21	内容のですね前段のイメージに近いのかなと思ってまして地震応答解析というものを行った後にですね、
1:50:29	構造調査といいますか、
1:50:32	行いまして、
1:50:34	ここまで軸力であったりせん断という評価項目がそれぞれございまして、それが、
1:50:40	その基準値よりも下回っていることを確認する。
1:50:44	ことを、設工認の中でお示ししております。
1:50:49	なんだってそう。
1:50:54	原電阪上でございます少し補足させていただきますと、今、説ご説明させていただいたようにそういうふうな解析を行うわけですが、
1:51:04	特に公認というものになりまして我々も厳しいところをですね、先にやって、厳しいところで問題ないだろうっていうのを先に持っておりますただ工認図書としては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:16	それ以外のところもすべてまとめなければいけないので、現在まとめ中ではありますが、結果として厳しいところが問題ないという、全体的な
1:51:27	代表的なものをもってですね、後任も大丈夫だろうという判断をさせていただきます。
1:51:35	あ、規制庁の方ですご説明いただいている内容は理解できました。
1:51:42	ちょっと、ちょっと
1:51:44	どうなのかなと思ったのは、他の項目っていうのは半定量的にある種数値出ししたりして、
1:51:52	割合が小さいですよとか周期が全然違うんですっていう話をしていますねここは何か、
1:52:00	そのある種、概ね妥当な評価をされていて大丈夫ですっていうところで、何かこう、
1:52:07	ある種この文章だけで大丈夫ですって書いてあって、何かこうは少して定量できますか他のところと同じように、少し何か示せないのかなと思ったんですけどそれはちょっと今の、
1:52:18	許可段階では難しいっっちゃうことです。
1:52:20	現在阪上でございます。おっしゃられる通りですね周期的にも、地盤との相対関係というか、地盤の固有周期って結構1秒って、
1:52:31	ほぼぴったり合ってるっていうところもございますし、
1:52:35	なかなか誘導自体もですね通す、かなり厳しい条件での評価をやっているという中で、融度が余裕があっっていうのもなかなか実態としては言いづらいと。
1:52:48	いう中ではございます。
1:52:50	なので、この文章の中で、
1:52:53	他と等を合わせて書くというのはなかなか難しいかなというふうに考えてございます。
1:53:17	規制庁藤原ですちょっとお伺いしたこのまとめの28ページのなお書きで、
1:53:23	設工認においては、認可実績の評価情報を採用し、工事を実施することで、基づく申請にも、許可に基づいた申請を行うって書かれてるんですね。
1:53:36	ちょっと今、結果がよくわからん。
1:53:38	等言ってますよ、仮に施設昆虫になったときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:43	いや、今の許可段階でわからなかったのが実際設置校に行ったら、計算してみたらとても厳しかったから、
1:53:51	ちょっと実績のある手法は使いませんかとか、
1:53:54	或いは、
1:53:55	テンパチの方針を変えることですね、或いは何かもっと大規模な工事をやらざるをえない大規模ですごい何か特殊性があって成立性がちょっとあるかどうかをもう1回、
1:54:05	要は設工認審査期間長くなるようなものがあるかどうか。
1:54:11	要はですね、我々採用は設工認の見通しと呼んでるんですけど、
1:54:15	そういうのっていうのは、原電として何か、どういうふう考えてるんですか。
1:54:23	はい。きんでん阪上でございます。
1:54:26	今のご指摘という観点ではですね後任のものに対して、純粋にS32を
1:54:36	評価した場合に、どうだっていう比較を行って、
1:54:41	それが問題ないかというものを示せるというふうに考えてございまして、何か特別設計を大きく変えないともたなくなるですとか評価を、の方法自体をもうがらっと変えないといけなくなると。
1:54:56	そういったことはないというふうに考えてござい。
1:55:00	はい規制庁藤原です。今のお話だと要はもう結果示せないけど要は許可の方針は変えないと、原理が胸を張っているんだったらこの28ページって、一番下ってなお書きじゃないじゃないですか。
1:55:12	要は、伊方はそんな別に余裕があるから、別にそんなあんまりそんな詳しいことを言わなくても、工事対応できるかな書きよかったかもしれない。
1:55:24	でも原電は違いますよねこれ。
1:55:27	もっといいと、伊方は水平方向の地震力が支配的。
1:55:34	て言ってるんですけど、
1:55:36	私はそれはうんそうだなと思って、頭に来違いますよね。
1:55:40	水平方向は上回ってるんですよ25%も鉛直と組み合わせて、いや言い方と違いますよね。言い方はあるし、水平はちょっと鉛直は上回ってるから別に記者イデくださいって言ってるのに、
1:55:53	また逆のことなんだから、
1:55:55	多分もともとロジックがまず異なっている。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:58	そういったことを踏まえて原点として、許可でどういうふうな方針を示すか。
1:56:03	ていうのが多分いまいちこれ言わないといけない。多分、言い方と差異ってそうじゃないですかね。
1:56:08	だから、もっとこれは大々的に要は結果は示せないけども、設工認で、もしそんなのがあったら、それはその時にちょっと、ごめんなさい、要は審査期間長くなるけど、
1:56:20	とかですねそういうふうな話になるんじゃないですか。
1:56:23	原電の神谷です。確かにおっしゃる通りで、伊方は鉛直方向が超えてるってことで機器評価が、
1:56:33	施設評価性方向が支配的って書かれてるんですけども、当社としてはですね水平方向で超えている中期待はまず1秒から2秒っていう範囲。
1:56:45	ですんで、今小土木が着目されてますけども、基本の建物とかですね既設設備っていうのは、この周キタニほとんどの設備としてないと思う。
1:56:57	ない、ありません。なのでですね今議論させていただいている、特に土木構造物関係で、1秒から2秒にある周期体のものですね、
1:57:08	今まさしくこの評価が進んでてですね、ある程度コミットをしているっていうのを坂部の方から説明をさせていただいたのかなと思ってますので、
1:57:18	すそそうすればですね我々としてはですね、この区間許可段階であれば、許可段階で
1:57:26	一定の教員、教員9、設置許可側への
1:57:31	フィードバックっていうのはないものという認識で、ここでも記載させていただいてる通りですね、粛々と評価をしていってですね、何かしら耐震補強っていうような、
1:57:42	ものが荘司荘司たらですねそういった対応はさせていただくというような方針をとさせていただいてるということかなと思います。
1:57:52	規制庁シゲマスアノイワマイシイことはわかるんすよ要はその超えてる周期体。
1:57:56	と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:57	ごめんなさい何か超えてる周キタニ愛知する施設と、そうじゃない施設があって、それぞれ違いが今まずアノオノが言うように明確じゃないそれはまずきちっと、
1:58:07	何がしかの言い方と違うそういう点だから何か表か何かできちっとまとめた上で、じゃあ、許可段階で見通しはこういうふうを考えてますじゃ、要は各々整理が必要な気がしましたですけど、わかり意味わかりますか。
1:58:21	だから土木構造物はわからんと言ってんですよね。わからなかったらちゃんと、
1:58:25	別にそれは別わかってるものとは別の評価を、方針を言うべきなんじゃないですか。
1:58:34	現在桜木でございます。ちょっと私の理解が、
1:58:39	ちゃんと追いついてるかどうかあれですが、どう。おっしゃられてる通り、
1:58:44	例えば、ここへ注記が1から2秒超えてますので、
1:58:49	超えてるということと、そこからはずれてるから大丈夫っていうものに土木構造物が入るかということ、そうではないです。
1:58:58	なので、
1:58:59	そういう表現では、
1:59:02	大丈夫とはいいいん。
1:59:04	言えないですかという、全体ですよ。だから、期限が大丈夫ですね。
1:59:11	予定は大丈夫っす。大丈夫じゃない。
1:59:15	ていうのは、周期が12秒が超えてルー。
1:59:21	ところに対してはずれるからではなくて、大丈夫だっていうのはあくまで、ちゃんと解析を行って、
1:59:28	衛藤今の時点で、工認に対して大きく影響を及ぼすものがないというのも、当社の中で検討を進めていて、問題ないということが把握できているので、
1:59:41	5人で大きく、設置許可に戻るような、せ、評価が変わるものがないということすいません、ご説明させていただいてるつもりでした。
1:59:52	それが混在してるからちゃんと、
1:59:59	わかりやすい。
2:00:01	いや、別にそういうことはなくてもいいですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:04	現在のカミヤちょっと私の頭の整理も含めてちょっとおさらいさせていただくとですねアノ記念側は、
2:00:11	1秒か2秒から外れるっていう整理。
2:00:15	施設のこういう集計許可に評価する整理で、
2:00:18	土木側は1秒から2秒に合致するけど、評価が進んで、それである程度見通しが出ているっていう二つの整理方法があるっていう、
2:00:29	ご指摘っていう理解をしたんですけども、
2:00:35	そう言われて、はい。
2:00:37	氏家フジワラ菅野弦怜さんが、そういうふうに説明されてる内容が、この資料上ように見えないので、元様に見えてわかりやすくした方がいかがですか。
2:00:47	ていうのがアノいいってことですけど、使ってますかね。玄中根理解しましてありがとうございます。規制庁長です。ついでに言うんですよ
2:00:57	何だろう、固有周期がこの1秒。
2:01:00	から2秒の間で排気塔っていうのがあってですよ。
2:01:05	ちょっと私齋木とすごく気にしてるんですけど、評価結果も結構ぎりぎりのところな気もしたんですがそこら辺ってどうなんですかね。
2:01:15	日本原燃の平井でございます。ご指摘の通り主排気塔についてはですね、小吉池1秒から2秒の間に、
2:01:22	ございますけれども、先ほど防空構造物と同様にですね、地震応答解析については、もう社内的に進めてございまして、
2:01:34	それと
2:01:35	応答、今回S30に対する応答に関しては、設計震度
2:01:41	の中に包絡されていることを確認してございますので影響はないと判断してございます。
2:01:48	はい規制庁長です。要はアノは、細かい話で恐縮ですが排気塔の地震応答解析で、1回流してその結果を、地震の応答が、
2:01:58	要は包絡されてたと。そういうことですか。
2:02:02	ちょっとですね、もとより、ちょっと途中で織り込んで恐縮なんですけど
2:02:06	まず固有種や周期が1から2秒の中でどういう施設があるのかっていうのをまずちゃんとやった上でそれらの施設についてどうい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	うふうになったのかっていうのはこれ、何かちゃんと言わないと、正直私、
2:02:19	何か全然わかんないんですよ。
2:02:21	多分、かなり限られてるんじゃないすか対象施設って、
2:02:25	そうですね。だったら、
2:02:27	もうちょっと変えてもいいんじゃないかと多分大きな差ですよこれって。
2:02:32	表現のヒライでございます。ご指摘の通り、1分から2秒。
2:02:38	2、超過している。
2:02:40	具体的に設備で申し上げますと、
2:02:43	集配木藤と、あと、
2:02:46	電源、高圧電源装置と、あと、
2:02:50	排水、逆流防止設備というものがございまして、
2:02:56	は、
2:02:57	先ほどありました同構造物が超過範囲にいる設備でございまして、それぞれである程度設計裕度が当然ございますので、
2:03:08	設計裕度内に収まることを、
2:03:11	ある程度見通されているという整理です。
2:03:14	で、詳細については後段のですね、設工認の方で示していくという理解でですね、設置許可なんかでちょっとどこまでこう表現するかっていうのは、
2:03:25	あくまで見通しとして
2:03:30	確認できているので、問題ないかというふうにご考えてございます。
2:03:35	規制庁藤山です。はい大体イメージは何か私も、要は詳細な計算いらな思っていますね。
2:03:43	とりあえず、言い方はあんまり影響大きな水鉛直方向しか宇和しなかったからあんまりそこまで言わなかったです。原点はちょっと、超えてるんだったらそこより言い方と違ってより詳細に説明した方がいいんじゃないかその具体的な話とさっき言った、
2:03:56	話というのをきちっとす、もっと整理をした方がいいように思いましたので、その辺はやっていただければよろしくします。はい。4県の平でございます承知いたしました。
2:04:17	原子炉規制庁の宮本です。少しちょっとね話を整理した方が若干いいかなと思っていて今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:04:25	固有な技術的な話にも入っているところが結構あるので、ちょっとその部分と、28 ページのまとめで書いてあるなお書きの部分。
2:04:36	これ多分、ちょっと意図は違うんですね。
2:04:39	もともとのイトウは、
2:04:41	このなお書きで書いてあるものっていうのは、
2:04:44	審議戸部製鉄1人追加で耐震工事を行うと。
2:04:49	いうところを書いているっていうのは、今の項に伊方のときもそうなんですけど、もう補強工事は要りませんと。
2:04:58	言い切っちゃってしまうのはできないでしょうと。
2:05:01	要は工認がまだはっきりしてない段階でそれは言えないでしょうと。なのでなお書きで、補強工事は、ある可能性も含めて記載をしたと。
2:05:11	いう経緯になっています。で、
2:05:14	なのでここで書いてるか書いてないかっていうのは要はその実工事が、今回の震源特定せず、
2:05:23	の変更に伴って発生するのかわからないのかの見通しを、今の時点で行ってえていて、それが発生しないという判断であればなお書きでしょうと。
2:05:36	その下に工事が発生するんだっとなお書きにならないでしょうって、まずこの、
2:05:40	産業の多分井戸はそういうことです。で、もう一方で言っていたフジワラなりアノオノが言っていた話っていうのは、それと、
2:05:51	若干別でもともと表の3-2なりに書かれているところに、しっかり当人等としてのプラントユニークな部分はしっかり書いてくださいと。
2:06:02	その上で要はその代表的な設備がある程度は、
2:06:07	わかっているならそれもしっかり記載して要は、代表代表南部代表的なものとしては排気塔だったりそういうそういうものがあるんだけど、
2:06:17	それについても、ほぼ、既許可の既工認の手法を用いてやった上での見通しを経てるならえているっていうふうな記載にしとかないと、
2:06:28	ちょっと整理がよくわからない状況になってるよねということの指摘だったと思うんでそれは大丈夫で理解してますかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:40	はい。日本原燃平井でございます。
2:06:42	理解いたしました。はい。
2:06:50	そうですね 28 ページの稲垣についてはですねもう少し発生するか、現地工事が発生するかしないかも含めてちょっと
2:06:59	どういった整理をするかは再度検討させていただきまして、
2:07:04	3-2 表で整理します見通しにつきましてはですね土木構造物も含めてですね、超過周期にある設備、
2:07:11	の見通しをもう少し整理した形で追加すると。
2:07:16	いう。
2:07:19	えっとですね、多分合ってるような気もするんだけど、要は、このなお書きじゃなくなる場合っていうのは、工事が発生しますっていう宣言をしてもらわなきゃいけないくて、ソースと工事が発生するっていうことは経理的基礎が、
2:07:31	発生して、工事期間の展望も必要になるので補正してもらわなきゃいけない。
2:07:37	バルブなのでしっかり回答してもらわなきゃいけないってことなんですよ。
2:07:42	意図わかります。大丈夫ですか。
2:07:46	限定のカミヤですアノさ。
2:07:48	右下 30 ページのなお書きはですねちょっと、ちょっと私の理解。
2:07:53	ちょっと含めてご回答させていただきたいっていうところもあるんですけど、
2:07:57	そのGがちょっと定義になるかなと思ってまして、実用炉規則の別表第1に基づく、
2:08:07	工事、改造とかせ、
2:08:10	基づくようなものは、我々としてはまずないのかなと思ってます板厚。
2:08:15	タンクとかの耐震上持たなくてタンクの板厚上げるとかそういった対応はないのかなという認識です。ただここで書かせていただいているのはですねそういった実用炉規則上の
2:08:27	工事当たらないような、
2:08:29	あくまでその耐震補強工事関係支持構造物をいじるようなところはですね他の機器側としてはですね、やっぱりその評価が進んでみないとわからないところがあるといったところもあるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:42	こういったなお書きを今現状書かさせていただいてるという、ちょっと認識です。以上です。原子炉規制庁の場です。
2:08:49	設置許可の、経理的関戸条文では、工認の工事と別表1年定めてないと思うんですけど、
2:09:00	そこは何の根拠で今言われてるんでしたっけ。
2:09:05	日本原電の神尾上間のちょっと経理的な基礎とちょっと兼ね合いとしてご回答をちょっとさせさせていただいたわけでは繋がったのです。そこはちょっと調べて
2:09:25	すいません現在のムロイでございますいろいろ
2:09:28	ご意見いただいたり当社の考え方についてお話させてもらってますけれども、
2:09:34	この永木について申し上げますと、
2:09:37	宮本さんの方からもお話ありましたけれども、原電としてはですね、現状見通しがあると思っておりますので、なお書きにしたいなと思っております。決してですね、
2:09:48	今見通しは溢水全然見られないということでもありませんし、万が一そういう状況であれば、なわけじゃなくて、むしろ直なしの記載だということだと思いますが、前者の通り我々としては、
2:09:59	見通しがあるだろうと思っておりますのでこの通りにしたいなと思っております。そこでですね、本当に見通しがあるのかってところが、今の今日後数ご説明させていただいた資料だと、少しですね、言葉足りないところもあるというお話だと思っておりますので、
2:10:15	機電設備土木設備に関してですね、可能な限り具体的に書かせていただきたいなと、このように思っております。
2:10:23	はい。以上でございます。
2:10:25	はいちょっとそこをそこをクリアしていかないとちょっと私の次の質問にいかないので、そこをしっかり理解をまずしてくださいね。その上で、ちょっと中身の話じゃなくて今の現状の申請状況っていうのはどの程度、
2:10:40	等々2が理解しているのかと。
2:10:44	今言い方の前提っていうのはすべての申請本社工認、特重の工認第3電源の購入も終わった段階での枠1都としての震源特定せずを出されていると。
2:10:57	で、今、あれこれ、
2:11:03	ちょっと庁内打ち合わせにしますのでマイク外します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:19	はい。庁内打ち合わせ終わりましたので再開します。私の方は特にありません。はい。
2:19:29	規制庁の尾上さんの最後に私から1点だけ確認させていただきたいんですけども、
2:19:36	添付資料1の基準津波と組み合わせる地震についてちょっと確認させてください。
2:19:42	比較表だと、7ページですかね。これ、あれなんですよねまず確認なんですけれども、
2:19:50	伊方とかと同じで、
2:19:54	基準地震動と基準津波っていうのは
2:20:00	重畳しないっていうことを前提に考えてるってことはいいんですよ。
2:20:09	日本原電の平井でございますご認識の通りで、基準津波と、
2:20:14	基準地震動は重畳しないということで整理してございます。規制庁のですそうすると伊方と同じように伊方の2ポツの1パラと同じようにちょっとそれ書いた方がいいのかなと思ったことと、
2:20:26	あとちょっと確認なんですけれども、
2:20:29	この評価ってあるんですけど余震。
2:20:33	っていうのは何か耐専のスペクトルか何かで作ってき過去のあれでしたっけ。
2:20:39	衛藤。
2:20:41	地震動、今回のあれか、S <sub>s</sub> の地震動の何かし、マグニチュードから何か効果、いろんな既往の過去のやつとか使って何か、
2:20:51	と余震を組み合わせるの等後誘発地震動っていうのはあれですけど、成れの果ての基準地震動になれなかったら成れの果ての子達みたいなやつの敷地近傍にいるやつら、
2:21:03	もう、
2:21:05	地震等から、作ってますとで、
2:21:10	作られた地震動っちゃうのが、SD-D1に全部、全周期体で包絡されますっていうことで、今回S <sub>s</sub> 32をミイを作ることによってその余震とか、その誘発地震動で作られる地震動とか、
2:21:28	追加されるわけじゃないから、別にこれ関係ないっちゃうことなんですか。
2:21:32	日本原燃の平井でございます。ご認識の通りです。
2:21:44	規制庁の尾野ですちょっと今のなんかS <sub>s</sub> 32 伴って与信

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:50	の地震動とかは誘発地震動っちゅうのが新たに何か評価をするものじゃないっていうので、ストレートに書いていただけるとちょっとわかりやすいのでよろしくお願いします。私からは以上です。
2:22:09	藤。規制庁藤間ですちょっと私のほうから何点か、年確認をさせていただきます。CSの2-2の、
2:22:16	資料の右下21ページ、ちょっと細かいところなんですけども、第五条の
2:22:23	鋼管杭鉄筋コンクリートの防潮駅のSS30日一番右の枠の囲みの見通しのところで、ここだけ何か他のところとちょっと記載ぶりが若干違ってて、
2:22:36	ここは地震応答解析を実施していて、その下のパラグラフだと、さっきの既工認の評価項目において基準値以下である見通し終えている。
2:22:48	他のところでいくと、
2:22:51	うん。地震を例えば、その次のページ貯水堰のところていくと、地震を東海事業自身見通し終えているため、影響がないこと書きぶりが若干違ってるのは、もしかしてこの交換、
2:23:05	食い鉄筋コンクリート製いや、詳細な計算やってないけど、
2:23:08	ごめんなさい、地震応答解析まではやりました。その後の構造の構造の評価はやってないけども、ももとの既工認で衛藤流があったから大丈夫ですって、そういうことを言いたい。
2:23:22	という理解でいいんですかね。これ、書きぶりの違いっていうのは、
2:23:56	原電阪上でございます。今のご質問につきまして
2:24:01	通し番号21ページの方、
2:24:05	地震応答解析を実施している。
2:24:07	さっきの既工認での評価項目においてっていいのですが、
2:24:11	こちらの構造物の
2:24:14	交換的コンクリート膨張てのはアージョ防潮駅の場合は地震法と解析だけでは、
2:24:20	評価が終わらなくてですね、それ以降の評価項目が幾つかあるんですけど曲げとかせん断ですとか、そういうものもやって、見通し終えている。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:31	ということで、このような書きぶりをしてます。一方で次のページは実施をと解析をすれば、その時点で、補強とかそういうものが不要ないというのがわかりますので、
2:24:45	という違いで、
2:24:46	記載の書き記載ぶりが少し変わっております。
2:24:51	はいと規制庁シゲマス愛とは理解しました。だったらなんか 21 ページの鋼管杭はこの
2:24:56	一つ目のパラと二つのプラコー連続。
2:24:59	したものにるように、或いは別パラだと何かちょっと誤解しちゃったんで、そこはちょっと、もしよかったら、適正化いただけたらと思います。
2:25:08	はい。
2:25:09	ちょっと一旦ちょっとあの、23 ページのそのクロフトが小海のところでちょっと確認がありますと一旦マイクをちょっとオフにさせていただきます。
2:25:43	規制庁じゃないです。ここの箇所は次のヒアリング等でこれは、
2:25:49	別途確認します。はい。私から以上です。
2:25:59	規制庁の尾野です。
2:26:02	ウェブの参加の糸井イトウさん何かありますか。
2:26:07	はいちょっと細かいところも含めて、確認させていただきたいんですけど、まずちょっと全般の話で、
2:26:16	固有周期が1秒2ある施設に、
2:26:20	施設に対する、
2:26:21	設工認の見通しですか、の説明についてはフジワラとかの指摘を踏まえて、今後整理していただきたいんですけども、その説明にあたっては、今、
2:26:32	まとめ資料と、4ポツのまとめ、通しの30ページとかでまとめられている通り、説明されるのかなとは思うんですけどその説明にあたっては
2:26:43	論理的なあ。
2:26:45	説明になっているかっていう観点で今一度確認した上で説明してもらいたくて、今の記載だけですと、
2:26:54	今の記載を右、見る限りです。ですね、その一部の、その週、長周期側にこういう周期がある施設については、
2:27:03	水平、鉛直方向の組み合わせで評価するから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:07	見通し終えているみたいなの、要約するとそういう記載になってまして、全然論理的ではないと思いますんでそののところ、今後修正されるとは思いますけども、今後説明する時には、
2:27:20	ちゃんとロジックが通っているかっていうのを確認した上で説明していただきたいと思いますこれはお願いします。
2:27:27	衛藤。
2:27:28	ちょっと確認したいのは、細かいところRAWなんですけど、
2:27:37	通しの20ページ。
2:27:42	通しの20ページで、
2:27:46	四条の動的機能維持の関係のところなんですけど、
2:27:51	ちょっとこの三藤椎野、説明のところで短周期側にこういう注記がありますよってという話を書いていて、
2:28:01	これもほか項目と同様に、何か固有周期の範囲って示せないんですかね、何秒から何秒付近ですみたいな。
2:28:11	そういったことって可能ですか。
2:28:15	日本原電の平井でございます。
2:28:20	短周期側にこういう支給スルー範囲ってというのは記載可能だと考えてございます。
2:28:28	そしたら他のも具体的な様子書いてるのでここもちょっと範囲示してもらって、1秒の範囲外ですよっていうのを明確にもらった方が、わかりやすいのかなと思いますんで、そこは記載をお願いします。出野ヒライでございましょうしました。
2:28:47	はい。私から以上です。
2:28:58	すいません。規制庁の天田ですけど、ちょっと1点だけご説明があったところで、
2:29:04	資料のS-2-2の比較表の、
2:29:12	15ページですか。
2:29:15	アクセスルートの説明で、問い方が地震による影響等を想定するということに対して、再理由で、
2:29:27	等には地震に対する設計放射抽出ずに、基準地震動とか弾性設計用地震動、
2:29:34	を抽出って、
2:29:35	ということなんですけど、これ、これ、あれですかちょっとこれだけ読むと、
2:29:40	あの時、実質的に、基準地震動に対して影響評価を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:45	行っていれば抽出する必要があるのかなと思うんですけど、何か言葉を厳密に定義して抽出。
2:29:53	していないかのような、ちょっと表現にも読めるんですけどこの趣旨をちょっと確認させてください。
2:30:02	日本原電の平井でございます。この趣旨としましてはですね
2:30:08	地震っていう、
2:30:09	いわゆるワードで設計方針を見比べるとですね幅広く本当に使われていてですね。
2:30:16	今回のこの抽出としてはですねあくまで、地震のうち、基準地震動 $S_s$ を小さくした設計方針、
2:30:25	を抽出する必要があると。
2:30:27	考えてそういった整理をさせていただきます。
2:30:33	規制庁の天野です。だからあれですよ。実際に表現っていうよりは中身として、基準地震動とか、 $S_s$ とか $S_D$ で評価してるものは、
2:30:45	衛藤。
2:30:48	漏れなく抽出してるっていう理解でよろしいですか。はい。
2:30:51	土肥。日本原燃平でございます。ご認識の通りでございます。
2:30:55	わかりました。私から以上です。
2:31:01	はい、規制庁の小野です。他ありますか。
2:31:46	規制庁の小野です。すいませんじゃ、ちょっと時間が経ってしまったので
2:31:52	少し休憩して 10 分後から再開したいと思います。
2:31:57	ではヒアリング一旦中、
2:31:59	出します。
2:32:07	はい。規制庁のオノですそれではヒアリングを再開したいと思います。では続きの説明をお願いします。
2:32:15	日本原電の平井でございます。それではですね、 $S-2-3$ の比較表ですね。
2:32:22	簡単にご説明させていただきたいと思います。
2:32:26	めくっていただいて 1 ページですけれども、まずちょっと公正な構成からご説明させていただきますと、左側、
2:32:33	2 既許可、令和 5 年 1 月 15 日時点の最新の評価を記載してございます。真ん中にですね震源を特定せずの当初申請として、令和 3 年 6 月 25 日時点のものを記載してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:32:46	その右側にですね今回第1回補正、
2:32:49	を踏まえた記載をしてございます。最後に再説明として記載して ございます。右上の方にですね色分けをしてございまして、赤字 または価格についてはですね、申請時の変更箇所、
2:33:03	青字または枠については補正時の変更箇所というふうな形で整理 してございます。
2:33:09	それではざっとですね、変更箇所についてご説明させていただき たいと思います。1ページ目がですね本文午後から開始ですけれど も、こちらに関しましては記載の適正化ということで、中身の内 容の変更等ではございません。
2:33:25	で、2ページ見ていただいてですね、こちら中頃ですけれども、基 準地震動S <sub>s</sub> に関して30人を追加するということで32の追加 と、あと、記載の適正化をしてございます。
2:33:36	3ページ目、行っていただいてですね。
2:33:39	こちらが本文の申請当初ですけれども、S30に追加に伴いまして グラフが変更に変更してございます。またですね当初申請から第1 回ほどに、
2:33:52	2、Aーな流れでですね平成30の見直しを行ってますので、それ を改めて再掲示してる、変更して
2:34:02	載せているといった整理でございます。
2:34:04	4ページ目からはですねグラフを追加し、30人を追加して記載し てございます。5ページ6ページと続いていきます。7ページ目か ら時刻歴は形。
2:34:16	載せてございますけれども、めくっていただいて、11ページです ね11ページに、平成32の時刻歴は形を追加で載せてございま す。
2:34:27	で、12ページ目からですね、添付書類8に入っていきます。
2:34:33	めくっていただいて13ページ目ですけれどもこちら目次のところ で、呼び込む、
2:34:39	設置許可、許可につきまして最新化してございます。目次として グラフ等の新変更を行ってございます。
2:34:49	具体的な本文のにつきましてですね16ページから記載してござ います。
2:34:54	こちらですね記載の適正化、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:57	主でして次のページ 17 ページっていただきますと、こちらはですね 32 の時刻歴は形が追加になってますので、図番の開変更であったりとか、あと一部記載の適正化してございます。
2:35:10	18 ページのところですけどもこちらの特重許可の反映ということで特重の審査時にですね記載の適正化している箇所がございまずので、今回合わせては、
2:35:20	第一課補正に合わせて変更してございます。
2:35:24	19 ページも記載の適正化です。
2:35:27	添付書類 8 の、20 ページですね、添付書類 8 として 1.9 の安全設計方針のところですけども、再説明のところに記載してございますけれども安全設計の方針はですね、設置許可の申請ごとに記載する内容、
2:35:40	でありますのであくまで参考としてですね、本体施設許可時等燃料バックフィット許可時、あと特重許可時の内容を抜粋して比較していると。
2:35:50	いた流れでございまず。少しちょっと中で色分けしてございまずけれども、本体施設許可時からの抜粋については黒字で燃料バックフィットの許可時からの抜粋は緑、
2:36:01	特重許可時からの抜粋が紫色ということで色分けして記載してございまず。
2:36:06	21 ページ目から順に条文を記載してございまずけれども、三条、こちらはですね基本的に許可の内容をですね、
2:36:16	そのまま反映した形でございまず。
2:36:19	22 ページいきまして第 4 条の地震する条文ですけどもこちらですね、許可の内容をそのまま反映して、一部記載の適正化も行っております。
2:36:30	2324 ページ、25 ページと続くような形です。
2:36:36	26 ページからですね、第 8 条の火災の条文になりますけれども、こちらですね、既許可の設計方針のうちですね地震に関連するところを抜粋して、
2:36:46	記載しているといった流れになってございまず。
2:36:49	27 ページの方はですね、第 9 条の溢水に関するところですけどもこちらですね、積方針許可の設計方針を開きさ、記載しているといった形です。
2:37:00	30、すいません 28 ページ 38 条ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:04	こちらです関連する箇所、許可の記載内容を抜粋してですね記載しているような流れになってございます。
2:37:13	31 ページ行っていただいて第 39 条ですね実施に関する条文ですけども、こちらに関してはですね機密情報を含む場所もございませので今回割愛させていただきます。
2:37:25	35 ページ行っていただいてこちら、第 41 条になりますけどこちら S E の葛西ですねこちらです、同様に企画課の関方針を、
2:37:34	に関して地震に関連するところを抜粋して記載してございます。
2:37:39	36 ページ 42 条ですね、こちらです、
2:37:43	旧カンセキ方針のうちですね地震に関して耐震要求がある箇所をですね抜粋して記載してございます。
2:37:51	37 ページからさ、43 条 S A の条文ですけども、こちらです、39 ページからですね、関連したところをですね、抜粋して記載してございます。
2:38:05	42 ページが
2:38:08	第 57 条の電源設備ですけども、こちらです耐震設計に関わるところを抜粋して記載してございます。
2:38:15	43 ページが 61 条の緊急時対策所ですけどこちらです、
2:38:22	設置許可の積方針を抜粋して記載してございます。
2:38:26	44 ページ以降がからですね添付書類 8 のですね、S D32 に関するところのグラフになってございます。こちらです追加して変更してございます。
2:38:38	45、46 ページとグラフが S s - D32 を追加して、反映してございます。
2:38:46	47 ページ目からは時刻歴は形が載せておりますけれども、めくっていただいて、51 ページに S G32 の時刻歴派遣を追加して記載してございます。
2:38:57	52 ページ目からですね、こちらですエスワンとの比較であったりとかそういったグラフに関しましては、すべからく S D30 人を追加して比較、
2:39:08	を反映してございます。
2:39:10	56 ページ目からですね、添付書類 10 に関しまして記載してございますけども 57 ページですね、こちら目次のところで、最新の許可を反映してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:23	58 ページは図に関して反映を示してございまして、具体的な図に関しましてはめくっていただいて、
2:39:36	すいませんじゃないですね、67 ページにですね、本文として地震 P R A のところのハザードの評価結果のところですけども、こちらに S 30 に追加に伴って
2:39:50	追アノ S 30 人を追加してございます。
2:39:53	68 ページの方にグラフとして 69 ページ。
2:39:58	このすいません 6869 ページは変更なくてですね、70 ページですね、こちら特定。
2:40:04	施設のグラフに関して S D S s 32 を追加して変更してございます。71 ページもそうです。
2:40:14	最後すいません 7273 ページは記載の適正化で修正しているような内容になってございます。
2:40:20	ざっとですか。説明は以上になります。
2:40:26	はい、規制庁のでそれでは確認に入りたいと思います。ちょっと私から 1 点だけ確認なんですけども、
2:40:32	1 ページの、
2:40:35	機器配管系の
2:40:38	前のところの記載ですか、これ。
2:40:42	もうなんか当該給与限界を超えないように設計するって書いてあって、
2:40:47	何か理由があるんですか。
2:40:50	日本原燃平でございます。こちらの記事記載の適正化につきましてはですね、令和 3 年の 6 月 23 日に設置許可基準規則の改正、
2:41:01	があってその際ですね記載の適正化をされていてその反映を踏まえてちょっと修正しているといった状況でございます。
2:41:09	あ、規制庁の江サノわかりました。ありがとうございます私からは以上です。
2:41:24	確認だけで 39 ページにいて、
2:41:32	39 ページの赤字のところを今回の申請に入れてないのは、
2:41:39	耐震に関わるところじゃないから、今回入れてないってそういう理解でいいですかね。日本原燃の平井でございます。ご認識の通りでございます。
2:41:48	40 ページの赤字部分も、
2:41:53	同じなんですかね。要は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:57	既許可だと地震及び津波に対してって書いてあるんだけど、
2:42:04	ここはどういう書き方にこれ、
2:42:07	構成となってるんでしょう。
2:42:11	日本原電の平井でございますこちらに関しては可搬型重大事故等 対処設備に対して、
2:42:17	今回地震に関してなのでそこは省いてですねマターでつけて、あ とは1.3. 2のSAの耐震設計に基づくとということで整理してござ います。
2:42:34	わかりました。また実は入れる繋いで地震の分だけ抜き出したっ てそういうことですね、今日の通りでございます。
2:42:43	そう。
2:42:45	はい。私の方は以上です。
2:42:57	規制庁藤原ですさっき尾野が言ってた規則改正に伴う当箇所につ いて再説明のところにちょっとその記載の適正化だけじゃなくて 何かちょっと追記いただけたらと思う。
2:43:10	出ます。
2:43:12	日本原燃の平でございます承知いたしました。
2:43:25	規制庁の天田ですけど記載記載の適正化が何ヶ所かあるというこ とで、
2:43:32	これはあれですか標準応答スペクトルの追加2か、すべて関連す るもの。
2:43:39	なのか。衛藤。
2:43:40	関連しないものもあるっていう理解なのか、ちょっとそこを確認 させてください。
2:43:46	日本原電の平井でございます。関連しない箇所もでございます。
2:43:52	わかりました。その場合、申請書の変更の理由が
2:43:57	ちょっと今補正がないんですけど、
2:44:02	衛藤。
2:44:03	変更の理由として、今、当初申請の変更の理由は、S sの追加に 関連する記載の一部を変更とするとか書いてないんですけど も、
2:44:15	それ以外の部分を追加されたということであれば、そこが適切か というのも確認をお願いします。
2:44:25	日本原燃の平井です。承知いたしました。
2:44:30	はい。規制庁の天田です。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:35	規制庁の尾野です。他に何かありますか。
2:44:41	ウェブの参加の方も大丈夫ですか。
2:44:48	はい。
2:44:50	規制庁のねすそれでは、
2:44:55	次ですかね、
2:45:08	日本原電浦松です。最後のスケジュールのほうご説明させていただきます。クリエイトは、本日の当日資料で、2023年7月5日になっているもので、
2:45:18	東海第2の震源を特定せず策定する地震動の
2:45:22	審査スケジュールとなっているものでございます。
2:45:24	今回のプラント側の関係の審査工程のご説明をさせていただきます。
2:45:30	6月に三次補正しまして本日4月5日にヒアリングで申請概要と、改正規則の適合性と許可の、への影響をご説明させていただきました。
2:45:40	今後ですね、7月20日の木曜日に、本日す、ご説明していない機微機密情報を含む部分と、あと平和目的. 5. 11をご説明させていただきますして、
2:45:52	8月上旬に、
2:45:56	ヒアリングのすいません審査会合資料につきまして、
2:46:01	本日のですね申請概要に評価結果を加えた形の形になりますけれども知った形に仕立て合わせまして、し、8月1日の方に審査会合資料としてご提出してヒアリングを実施させていただきたいと考えております。
2:46:17	その他のこれまでのヒアリングでの指摘事項等がございましたそれも踏まえて、8月1日のヒアリングでご説明させていただきますして、
2:46:25	そこで再度ご指摘いただきましたら、
2:46:30	データを盆明けのですね8月21日ぐらいの週に、資料を再度せ、修正しましてご説明ご提出させていただきますして、審査会合を9月上旬ぐらいに、
2:46:42	実施できたなと考えております。審査会合後に改めて、最後、指摘事項を踏まえた資料、追設再提出いたしまして、
2:46:53	ヒアリングのを実施させていただきますして大体10月の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:57	9月いっぱい、ヒアリングについては、一通り終わりたいと思っております。
2:47:03	参考資料としまして、地盤の斜面の安定性評価を記載しておりますけども、明日ですね7月3日にヒアリング予定されてまして、
2:47:13	基本的にランド側の方と同じような形で、
2:47:17	リンクしながらですね、指針ヒアリングの
2:47:20	また審査会合の方も説明させていただければと思っております。スケジュールにつきましては以上になります。
2:47:28	はい、規制庁のこの説明ありがとうございます。
2:47:38	あれですかねちょっと確認なんですけれども、開校時期9月19週ってというのは、あれですかここが何かいいとかってというのはあって、ある種少しこう、
2:47:50	全国が行ったりとかそういうのも別に特にはないけどとりあえず置いてみたってことですか。
2:47:56	ここで教えるっていうわけが、必ずっていうことはないんですけども大体ですね、我々としてはヒアリングの方とかですね兼ね合いしまして大体9月の上旬から中旬ぐらいをめどにと考えております。
2:48:09	規制庁の尾野です。あれですかね、あと最後9月25の中でのヒアリングはあれですか会合とかあと前のヒアリングで特に特に論点とかなければ、別に予定してないけどもある日予備的なもので置いてるっっちゃうことですか。
2:48:25	ご認識通りです。
2:48:28	はい、規制庁のでとりあえず私からは以上です。
2:48:35	他に質問ありますか。
2:48:40	はい。規制庁の根井オノですそれでは全体通じて最後に何かありますか。
2:48:48	じゃあ、最後に原電さんの方から何か確認することありますか。
2:48:57	はい、規制庁のでそれでは本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。